

(2) 調査活動と資料類の整備

海外移住という業務は一見、社会科学的な事象とみなされている。しかしながら現実には自然科学的な要素の占めるウェイトも大きい。例えば入植地の取得分譲という業務の中には、測量、土木建築などの技術が必要であり、営農指導という業務には気象、作物栽培、土壌などの農学技術を必要とし、工業技術者の移住あっせんについては機械工学的な知識が要求される。

しかもそれは日本国内はもち論、移住先国の社会事象、自然事象についての知識が必要であり、移住者の一生および子孫の運命にかかわる問題だけに、正確かつ迅速性が要求される。政治、経済、経営、法律、社会、教育、宗教、言語、農学、工学、医学など、大げさにいえば宇宙の森羅万象に関する知識と技術が必要とされる業務なのである。

したがって、この10年間の当事業団の調査活動も多岐多様にわたっているが、その主だったものを調査内容別にあげてみよう。

なお、調査の方法については、調査団を派遣する方法、現地支部で実施する方法、外部コンサルタント（有識者）に依頼する方法、文献資料による方法などがある。

a. 移住者の実態に関する調査

(a) 農家経済調査

農業移住者の経営実態ならびに推移を定期的、継続的に調査分析し、現地においては個々の農家および移住地の営農計画・指導の資料とし、東京本部においては各入植地の比較検討、総合的な方針・計画ならびに日本国内における啓発資料とする目的で、海協連時代の1962年（昭和37年）から実施されているものである。

当事業団発足後、調査票のカード化、定型化、調査方法の標準化などに工夫を加えた。調査対象戸数の抽出基準は、移住地の全戸数30戸以下については全数、31～50戸は $3/4$ 、51～150戸は $1/2$ 、それ以上は $1/3$ 以上を原則としているが、必要な移住地については、総戸数の多少にかかわらず悉皆調査を実施している。

38年度以降の調査移住地数および戸数を、支部別にあげると次表のとおりである。

農家経済調査実施戸数

()内は調査移住地数

支部分名	年 度										
	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47
ベ レ ー ン	217 (11)	—	319 (17)	509 (17)	—	69 (14)	136 (12)	225 (19)	179 (14)	316 (13)	—
レ シ ー フ ェ	—	102 (7)	132 (8)	106 (7)	102 (9)	134 (9)	96 (9)	95 (9)	134 (9)	126 (9)	—
サ ン ・ パ ウ ロ	—	185 (5)	184 (5)	186 (6)	212 (6)	216 (7)	185 (5)	193 (6)	188 (6)	242 (6)	234 (6)
リオ・デ・ジャネイロ	—	37 (1)	34 (1)	—	32 (1)	37 (1)	43 (1)	40 (1)	42 (1)	42 (1)	—
ポルト・アレグレ	—	31 (1)	31 (1)	32 (2)	—	24 (2)	29 (3)	29 (3)	62 (4)	—	98 (4)
ブエノス・アイレス	—	64 (2)	55 (2)	84 (3)	72 (3)	70 (2)	56 (2)	58 (2)	60 (2)	48 (2)	—
アスンシオン	—	455 (7)	373 (9)	310 (8)	145 (2)	220 (5)	348 (5)	457 (6)	699 (6)	687 (5)	676 (5)
サンタ・クルーズ	80 (1)	—	29 (1)	30 (1)	89 (1)	194 (4)	512 (4)	467 (4)	454 (4)	484 (4)	—
サント・ドミンゴ	—	69 (4)	72 (4)	58 (3)	—	38 (3)	37 (3)	34 (3)	32 (3)	34 (3)	—
計	297 (12)	943 (27)	1,229 (48)	1,315 (47)	652 (22)	1,002 (44)	1,442 (44)	1,598 (53)	1,850 (49)	1,979 (43)	—

(47年度分については一部未集計)

調査の方法は、調査員による個別聴取方式で、当該1農年の収支、財産状態などを調査票に記入する。調査票の集計分析は43年度までは、全部東京本部で実施していたが、44年度以降は支部で行ない、本部に報告する方法をとっている。

調査結果は、毎年「〇〇年度農家経営(済)調査報告書」にまとめ、公刊されているが、その資料番号はつぎのとおりである。(資料篇当事業団作成資料目録参照)

37, 38年度(調査資料No.47), 39年度(同55, 57, 59), 40年度(同81~85), 41年度(業務資料No.41~45, 48), 42年度(同80, 108), 43年度(同127, 152), 44年度(同168), 45年度(同215), 46年度(未刊)。

なお、1966年度(昭和41年度)から71年度(46年度)までは、記帳能力のすぐれた農家に依頼し、毎日の作物別の労働時間、現金出納など詳細な分析を行なった。その戸数、報告書番号はつぎのとおり。

42年度(6戸, 調査資料No.079), 43年度(7戸, 業務資料No.112), 44年度(7戸, 同170), 45年度(7戸, 同208), 46年度(7戸, 未刊)。49年度以降は、これに替るものとして「作目別の生産費調査」を検討している。

(b) 雇用農実態調査

昭和36年8月、海協連発行の海外移住便覧によれば、1953年(昭和28年)5月15日から1959年(昭和34年)5月18日の間に、ブラジル南部への日本人移住者は24,025名で、そのうち農業雇用者は、21,715名、実に90.4%の多きに達している。

その後、この種の統計がないので、はっきりした数字は示せないが、現在までの全ブラジル移住者数にせめる農業雇用者のパーセンテージは、おそらく70~80%を下ることはないと思われる。このように、ブラジル移住者の中に占める比率の多い農業雇用移住者は、各地の雇用主の所に分散し、その実態がなかなかつかめないのが実状である。しかし、その数の多いこと、雇用主の性格が多種複雑であることなどの原因から、いろいろの問題を惹起した。例えば、雇用主との契約条件上の紛争、自営独立するための資金の不足などである。

海協連でも、これらの問題が起こるたびごとに、その解決をはかるために局部的な調査を行なうことは、1960年頃から実施していた。しかしながら、定例的、計画的に雇用農の実態調査を実施するようになったのは、当事業団発足後の1964年(昭和39年)以降である。以下、調査実施年度、地区、対象数および調査結果の報告書資料No.をあげるとつぎのとおりである。

1964年度(昭和39年度)

サン・パウロ州 979 調査資料 No. 49

1965年度(昭和40年度)

パラナ州 696 同 上 No. 60

1966年度(昭和41年度)

マット・グロッソ州 296 な し

1967年度(昭和42年度)

ポルト・アレグス近郊 145 な し

1968年度(昭和43年度)

サン・パウロ州 1,000 業務資料 No. 130

リオ・グランデ・ド・スール州 134 同 上

サンタ・カタリーナ州 10 同 上

1969年度(昭和44年度)

トマスス、ベレーン近郊 93 業務資料 No. 169

ミナス州 29 同 上

サン・パウロ州	160	業務資料 No. 169
ブエノス・アイレス近郊	240	同上
1970年度 (昭和45年度)		
トメアス, アマゾン河中流	48	業務資料 No. 204
ミツオネス, リオ・ネグロ, コルドバ州	34	同上
1971年度 (昭和46年度)		
サンタ・カタリーナ州	130	未刊
ベレーン近郊, アマゾン河中流	80	
1972年度 (昭和47年度)		
ベレーン支部管内	49	
サン・パウロ支部管内	135	
リオ・デ・ジャネイロ支部管内	67	

(c) 移住者動態調査と移住者台帳

移住した人が、どこで、どんな生活をしているかを知ることは、いろいろな施策をするための基本資料である。ところが実際には、その居住地域の広大、頻繁な移動、在外公館あるいは当事業団に対する届出制度の不徹底などから、その実態を把握することは、きわめて困難である。

1964 (昭和39) 年度および65年度にかけて、既存の各船毎の送出名簿を基礎資料とし、在外支部、地方事務所、在外公館の協力を得て、渡航費の貸付をうけて移住した全移住者についてその現住所・職業・異動を調査、「戦後海外移住者名簿」を作成した。これは、1952年(昭和27年)から63年(38年)12月中旬船までの、16,647件、55,637名の移住者について、渡航年次順、出身県別、現住所別に3分類し、各分類とも4分冊、計12巻、総ページ数8,490ページにわたる膨大なものであった。

また、1963年(昭和38年)12月以降、1969年(昭和44年)3月までの移住者については、同様の形式の海外移住者名簿が1969年(昭和44年)から70年(45年)にかけて続刊されている。(業務資料 No. 073, 074, 101, 合計764ページ)

しかしながら、日々流動する移住者の動態を点綴された台帳形式で逐一加除訂正することは困難であるため、1966 (昭和41年) 年度に台帳をカード化し、異動の記入を容易にした。これは、移住者の戸籍簿と住民台帳にあたるもので、昭和47年度末の

ード枚数は21,449枚に上っているが、在外支部や地方事務所その他から入手した移住者の動態に関する情報が記録され、現在に及んでいる。

(d) 技術移住者実態調査

1963（昭和28年）年度から、1972（昭和47年）年度まで約2,000名（うち約500名はその同伴家族）の工業技術者が移住した。その大部分がブラジル国のサン・パウロ市に集中しているが、その就労環境、待遇、生活、移動、独立状況などの実態を調査し、今後の技術者移住推進上の基礎資料としようとする目的で行なわれた調査が、技術移住者実態調査である。

この断片的な調査は、出張者や視察者によってたびたび行なわれているが（例、調査資料 No.61、業務資料No.026、巻末資料篇参照）、総括的、系統的には、1967年（昭和42年）および1971年（昭和46年）に行なわれた。その調査結果については、業務資料No.040および209にくわしいが、1971年（昭和46年）の分についてその概要を述べよう。

(1) 調査対象 昭和36年度から45年度までの10年間に、当事業団扱いでサン・パウロ支部管内に技術移住した597名全員を対象としたが、分析は202名について行なった。

(2) 調査方法 調査員の面接による個別面接聴取法を原則とし、不可能なものについては調査票を配付、回収した。

(3) 調査時期 1971年（昭和46年）10月から翌年1月まで約90日間。

(4) アンケートの内容の一部

- ・現在の会社を選んだ理由
- ・現在の職場に満足しているか
- ・給与は妥当に評価されていると思うか
- ・給与は他社に比べて妥当と思うか
- ・現在の仕事はあなたの技能に適しているか
- ・現在の職場は完全な能力主義か
- ・転職、独立希望の有無、可能性など
- ・機械施設・工具類は日本と比較してどうか
- ・企業の経営管理面にどの程度タッチしているか
- ・当地に定住するか
- ・結婚について、友人について

- ・生活費はどのくらいか
- ・言語の習得方法、程度
- ・ブラジルでの技能資格、学歴
- ・独立資金の調達方法
- ・企業経営上の問題点など

ちなみに、この調査における被調査員の就業先は、日系企業50%、外国系企業40%、自営者10%であった。

b. 世論調査

「海外移住に関する世論調査」は、外務省および総理府によって過去4回行なわれた。調査目的は、国民の海外移住に関する関心の度合と海外移住希望者数を推定しようとするもので、その概要を表示するとつぎのとおりである。

回	期 日	対 象	回収率
1	昭和36年1～2月	20歳以上, 20,000人	85.5%
2	同 40年1～2月	同 上, 20,000人	80.7%
3	同 41年10月	同 上, 46,000人	92.1%
4	同 45年7～8月	同 上, 3,000人	81.3%

(いずれも、社団法人中央調査社に委託)

これらの全国的な調査により、外務省は、「調査の回を重ねるにつれて、国民の海外移住に対する関心は高まり、移住希望者の数は増加した」と結論しているが、実際に海外に移住した者の数は、一向に増加していない。調査方法について、若干の問題はあるにしても、この高まる国民の世論に対して、海外移住を阻害する要因がより強く作用していると見るべきであろう。

当事業団における、海外移住に関する意識度の調査は、いずれも青年層(大学・中高校生)を対象に行なわれている。

各都道府県事務所単位のもは、海外教育推進高校生徒を対象にして、その地域における啓発活動の一環として、随時随所に行なわれているので逐一列挙することを避け、比較的大規模に行なわれたものを例示しよう。その一つは、1971年(昭和46年)2月、全国高校海外教育研究協議会の協力を得て行なわれたもので、概要はつぎのとおり。

(調査対象) 高校2年生徒, 8,429人, うち女子2,711人。各県あたり2校で93校, 1

校あたり2クラス、計186クラス。農業科生徒、5,192人(62%)、普通科1,466人(17%)、工業科607人(7%)、商業科488人(6%)、その他676人(8%)。

(調査方法) 設問票に記入して回答する。

(調査結果の概要)

- Q 1. あなたは新聞、テレビ、ラジオなどの外国ニュースに関心がありますか。
非常にある(23%)、普通(71%)、ない(6%)
- Q 2. あなたは現在日本が行なっている開発途上国に対する経済協力や、これを含めた日本人の海外発展についてどう思いますか。
積極的に推進すべきである(13%)、国内開発との調和の上で(35%)、国内問題の解決に力を注ぐ(50%)、不明(2%)
- Q 3. あなたは将来海外で働き、あるいは生活することを希望しますか。
したい(46%)、したくない(19%)、わからない(35%)
- Q 4. 海外に進出する場合、どの地区を希望しますか。
北米(17%)、南米(17%)、ヨーロッパ(34%)、東南アジア(6%)、オーストラリア(18%)、アフリカ(6%)、その他(2%)
- Q 5. 海外に進出する場合、その期間は。
1~3年(46%)、4~6年(30%)、7年以上(10%)、永住(14%)
- Q 6. 海外でどんな仕事をしてみたいか。
農業(40%)、工業(16%)、商業貿易(20%)、文化スポーツその他(24%)
- Q 7. 日本人は国際性に欠けるといわれていますが、国内で国際性を豊かにするにはどうしたらよいと思いますか。
外国語の会話を学ぶ(9%)、海外事情を研究する(46%)、外国人と交際、文通(35%)、その他わからない(10%)
- Q 8. 国は海外移住を志す人に対し、どんな態度をとるべきだと思いますか。
強かに援助すべきである(29%)、必要に応じて援助すべきである(67%)、援助の必要はない(4%)
- Q 9. あなたは学校の授業やクラブ活動の中で、海外で活躍している日本人及び日系企業の状況について、もっと知りたいと思いますか。
もっと知りたい(61%)、今のままでよい(27%)、知りたいと思わない(11%)、わからない(1%)
- Q10. 現在海外にいる日本人(二世、三世を含む)の数はどれくらいだと思いますか。
40万人(2%)、70万人(8%)、100万人(17%)、130万人(18%)、160万人(14%)、不明(41%)

もう一つの例は、1970年(昭和45年)11月、石川県事務所の行なったもので、県下

の高等学校29校、4,966名を対象とした。設問は前例と類似しているが、全体の43%という高率が海外に移住して活躍したいという希望を持ち、また農村部より都市部が、女子より男子の方が海外に出たいという希望のあることが判明した。

前述した外務省の世論調査などと比較すると、たとえそれが未知の世界に対する単なるあこがれであるにせよ、青少年の海外発展の情熱が急速に伸びていることがうかがわれる。

c. 市場調査

ボリビア、パラグアイ、ブラジルのアマゾン地域などの低開発地域における日本人の集団移住地では、その地域はもちろん、国内市場が一般に狭小で限定されているため、まとまった生産物の市場としては、どうしても世界的な市場を考えざるをえない。従来この世界市場における需給関係に対する十分な見通しを持たないまま、主作物の決定や営農問題を考えていたため、生産期に入って販売面で問題を生じる例がすくなくなかった。すなわち、奥地移住地で、ある作目の大量生産がはじまると、その輸送、販路、加工などの面でせつかくの産物の価格が安定せず、あるいは不当に安価となりかえって移住者の生活安定にマイナス要因となる結果が生じるわけである。

このため、ある作目について、その作目の世界的な生産地、生産量、需給の関係、価格(相場)変動、将来性、流通機構などについて商品学的な調査を行なっている。

調査の方法は、部外の調査機関に委託し、あるいは支部職員による調査、文献による調査、必要に応じては現地調査を行なっている。

1963年(昭和38年)度以降の調査を列挙すると、次表のとおりである。

年 度 (昭和)	調 査 作 目	調 査 方 法	報告書 No.
1963 (38)	桐油, こしょう, マテ茶	国際市場コンサルタント團に委託	調査資料 No. 36
1966 (41)	柑橘生果とその加工品(オレンジ, マンダリン, レモン, グレープフルーツ)	同 上	調査資料 No. 75 77
	繊維作物, 香料作物, ナッツ	同 上	
1967 (42)	油料作物, 薬用作物, 紅茶	富士経済社に委託	業務資料 No. 022, 023, 024
1968 (43)	食肉とその加工品, 澱粉作物	国際市場コンサルタント團に委託	業務資料 No. 061, 062
1969 (44)	東南アジアの香辛料の市場と栽培	トメアス産組平賀練吉に委託	業務資料 No. 103

1970 (45)	農産物の輸出ルート リオ・デ・ジャネイロ、サン・パウロ の市場 米および農産物の販路、 農産物の輸出、近隣諸国の市場	アスンシオン支部 ポルト・アレグレ支部 サンタ・クルース支部 サント・ドミンゴ支部	同上 No. 207
1971 (46)	南伯市場の農産物 スペインメロンの輸出入 イタリアぶどう、ネクタリン ブエノス・アイレスの青果市場 南伯の果樹栽培 柑橘、バナナ、パイナップル、牛鶏 肉の輸出 プエルト・リコ向け野菜輸出	ベレーン支部 ポルト・アレグレ支部 アスンシオン支部 サンタ・クルース支部 サント・ドミンゴ支部	

d. 移住地適地調査

農業移住者の成否のかぎは、その入植地の適否にあるといっても過言でない。農業経営のためには、その移住地の気象、土壌などの自然条件はもちろん、交通、市場、販路、社会環境などの人文地理的条件を十分調査し、日本人農業移住者がその地に入植して移住した目的を達成し得るか否かを事前に決める必要がある。

移住再開当初の適地調査は、主として農林省技官の手によって行なわれた。この当時の調査は新たに移住地を購入するための、または移住先国で用意された移住地に対する日本人移住者の入植適否の調査であった。しかしながら、当事業団発足後は、新移住地の購入の必要もなく、移住先国で用意される新規の移住地に入植するということも、ほとんど行なわれなかったため、ここでいう適地調査は、既移住者に対する援護定着業務の一環として、例えば雇用農形式で移住した人たちのために、入植地を設定するための調査である。

1970年（昭和45年）11月に行なわれた、サント・ドミンゴ（ドミニカ）支部管内のコツイ地方などの調査を例として、その概要を知ることしよう。

（調査目的）ドミニカ移住が開始されてすでに10余年が経過したが、農業移住者の生活基盤は未だ確立されておらず、大多数の移住者は不安定な生活を送っている。その原因は当初入植したコロニアが割当耕地の狭小、立地条件の劣悪、その他農耕上の諸問題から生計を維持するだけで精いっぱいという程度の営農が続けられており、今後の安定、発展性に期待できないため、多数の移住者がコロニアから他地区へ転出し、また農業を続ける者は高い借地料を支払って私有地で営農を行なっているもので、特に後者の場合、借地であるための植付制限、土地利用制限等自己の所有地でないために起る諸原因によって、営農基盤が確立できない状態となっている。（中略）

従って、ドミニカにおける営農安定発展の根本的解決策の一つは、将来発展を期せられるだけの土地を所有することであるが、ドミニカにおいては少数の地主が肥沃な大面積の土地を所有しており、これら地主側は土地を売ろうとする場合、過去に政情不安であった経緯より、長期年払いは信用せず、極力全額一括現金払いを条件とし、加えて小面積を切り売りしたがいらないうえ、これら肥沃地は高価であることなどによって、現状では移住者が自力で土地を購入所有することは、きわめて厳しい条件下にある。

サント・ドミンゴ支部ではこの現実をふまえ、移住者の安定を図るため土地の所有を実現させる方策等の必要から、まず、ドミニカの農業地帯において日本人移住者が将来安定して営農が行なえる条件を具備している地域を中心として、一般的情况の把握と土地取得による営農の安定拡大の可能性を検討することにした。

〔調査地域〕 コツイ地方、サバナ・デル・マール及びセイボ地方

〔調査期間〕 1970年11月5日～13日

〔調査員〕 坪井一郎 代表部職員、サント・ドミンゴ支部職員、ドミニカ国農地局パシアン技官

〔調査項目〕 自然情況（標高、地形、地質及び土壌、気候、用水、排水）、土地利用情況（現況地目及び植生、移住者の情況）、近傍類似地における営農情況（ラ・ペーガ～コツイ間の水田地帯、農地局のアンヘリーナ入植地、Sociedad Agraria Unidad 入植地、ファンティエーノ在住のT氏）、社会経済環境（近傍の主要都市、交通通信、近傍の産業及び政府の開発計画、医療衛生、飲料水、治安情況、教育施設、風俗習慣）、土地取得による営農の安定拡大の可能性、土地売買に関する法的手続き、取引習慣及び費用

なお、1963年（昭和38年）度以降の調査地域はつぎのとおりである。

1963（昭和38）年度

（ブラジル）BR 14号国道植民地

（アルゼンチン）第2 ミシオネス移住地

1964（昭和39）年度～66（41）年度

前年度に引続きBR 14号国道沿線に入植した実験農家10戸に対し、栽培試験を委託

1967（昭和42）年度

（ブラジル国）ミナス・ゼライス州三角ミナス地方、イツペラ植民地、ジャクリン植民地、リオ・グランデ・ド・スール州オゾーリオ地方、サンタ・カタリーナ州マツト・コスタ地方（調査結果は業務資料 No. 072に収録）

1968（昭和43）年度

（ブラジル）マツト・グロッソ州北部、リオ・グランデ・ド・スール州バジェー郡、サンタ・カタリーナ州レボン・レジイス郡

（アルゼンチン）サン・ペドロ、ロザリオ、サンタ・フェおよびその近郊、ベルガミノ、フニンなどブエノス・アイレス市近郊（調査結果は業務資料 No. 132

に収録)

1969 (昭和44) 年度

(ブラジル) 小麦植民地, リオ・グランデ・ド・スール州ペロッタス, カングスー, ピラチニの各郡

(アルゼンチン) リオ・ネグロ河上流のネウケン・センテナリオ, シボレッチ, C・コルデロ, G・ロッカ, シンコサルトス, ビラレジナなど, ブエノス・アイレス州南部地方, コリエンテス州地方

1970 (昭和45) 年度

(ドミニカ) コツイ地方, サバナ・デル・マール地方 (上記2年の調査結果は業務資料 No. 165 に収録)

1971 (昭和46) 年度

(ブラジル) イタジャイ地方, カサドール地方

(アルゼンチン) サンペドロ地方, ネウケン市, リオネグロ地方, サンタフェ地方

(ドミニカ) マオ地方, モンテブラータ地方, バニー地方

e. 特定目的の調査

前述した諸調査は, 継続的なものであるが, この他に特定の目的をもった臨時的な調査も数多く行なわれている。この種の調査は, 調査員を派遣するものが多いが, 外務省の調査に対し当事業団が合同協力する形式をとったものもある。当事業団発足以来の主だったものについて, その概要を述べてみよう。

1963 (昭和38) 年度

移住者子弟教育調査

(目的) ブラジル, アルゼンチン, パラグアイ, ボリビアおよびドミニカ国の教育制度, 移住者子弟の教育情況, 成人教育事情などを調査し, 移住地教育施策立案の資とする。

(期間) 1963年 (昭和38年) 10月~12月

(調査員) 北村孝調査課長代理, 金子孫市東京教育大学助教授, 入江寅次外務事務官, 大志万準治文部事務官, 林実元の計5名

(調査結果) 調査資料 No. 16, 17, 30, 35に収録, 教科書など約600点を収集した。

移住金融調査

(目的) 諸外国の移住金融の実際を把握し、わが国現行の方法改善の資とする。

(期間) 1964年(昭和39年) 1～5月 (調査員) 佐藤和男拓殖大学助教授

サン・フアン移住地振興対策樹立調査

(目的) ポリビア国サン・フアン移住地における農家、農業協同組合およびサンタ・クルース市周辺の農業関係諸施設ならびにポリビア国の経済、農業の動向を調査分析し、同移住地将来の振興対策を樹立する。

(期間) 1964年(昭和39年) 3～5月

(調査員) 宮広千代蔵融資課職員, 沢村東平農林技官, 林健一農林技官

(調査結果) 調査報告書に収録

1965(昭和40)年度

北中伯移住地実態調査

(目的) ブラジルの北部および中部にあるブラジル国側経営の日本人が入植している18移住地の現状を的確に把握し、今後の援護対策を樹立するための基礎資料を得る。

(期間) 1965年(昭和40年) 6～9月

(調査員) 今村忠雄援護課職員, 広瀬外務事務官, 吉川農林技官

1966(昭和41)年度

カナダ移住調査

(目的) カナダ移住再開とともに激増したカナダ移住者の実態およびカナダ国の移住受入機構などを調査し、カナダ移住者援護および振興のための基礎資料とする。

(期間) 1966年(昭和41年) 8～9月

(調査員) 永田良三振興課長, 村上外務事務官

1967(昭和42)年度

農業協同組合調査

(目的) パラグアイ, アルゼンチン, ポリビアおよびブラジルにおける農協あるいはこれに類似する団体の実態の把握, ならびに日本人移住地の農協育成のため。

(期間) 1967年(昭和42年) 10～12月

(調査員) 奥村孝夫営農課職員, 吉岡東京都瑞穂農協組合長, 井上外務事務官

(調査結果) 業務資料 No. 057にその一部を収録

移住地電化対策調査

(目的) 南米における移住事業団直営の移住地について、移住地周辺の電力事情を調査するとともに基礎的資料を収集し、移住地に対する電気導入の方法、配電方式、維持管理運営方式、電化による効果等を検討し、移住地電化の基本計画を策定する。

(期間) 1967年(昭和42年)10～12月

(調査員) 斎藤正次援護課職員、小谷勝也、佐々木袈裟次東京電力(株)社員、石田寛通産技官、(調査結果) 南米移住地電化調査報告書に収録

1968(昭和43年)度

沖縄移住地総合調査

(目的) 1967年(昭和42)年7月、ボリビア国の沖縄移住地は、当事業団の管轄下に入った。その前年の6月、当事業団では移管を前提とした実態調査を、サンタ・クルス支部長白石健次以下職員で行なった。移管後の調査は、道路状況、生活環境(とくに飲料水関係)を中心にして、より具体的な総合対策立案の資料を得ることを目的として行なわれた。

(期間) 1968年(昭和43年)4～7月

(調査員) 沢地隆治サンタ・クルス支部長以下職員

(調査結果) 報告書は作成したが、公刊されていない

自治体移行調査

(目的) ボリビア、アルゼンチン、パラグアイ、ブラジル、ドミニカにおける地方行政制度・機関と日本人集団移住地の関係、日本人移住地の自治会組織の行なっている住民福祉のためのサービスの実態を調査し、日本人移住者に対する行政サービスが不十分であるときは、受入国の法制と住民感情を尊重しながら、日本側はいかに自治会を育成し、またいかなる援護を行なえばよいかを研究する。

(期間) 1969年(昭和44年)3～5月

(調査員) 小松豊援護課長、伊藤勝外務事務官、土田栄作自治事務官

(調査結果) 「中南米諸国の地方制度および移住地自治会」という標題で、45年5月、外務省領事移住部から発行、200ページ。

中小企業移住調査

(目的) 国内外の経済環境の変化にとともない、わが国中小企業の間で、資本もろとも経営の本体を海外に移そうという気運が生れつつあり、一方発展途上国側でもこ

れを受入れ、自国の経済発展に役立てようという態度がみられる。中南米移住の新しいアプローチの一環として、ブラジル、アルゼンチンに対するこの種の中小企業移住の可能性を探るための基礎調査。

(期間) 1969年(昭和44年) 3～4月

(調査員) 藤原史生技術移住課南米係長, 大野俊作外務事務官, 横堀利八通産事務官

(調査結果) 「中小企業移住調査報告書」として, 昭和45年1月, 外務省領事移住部から発刊, 108ページ

1969(昭和44)年度

カナダ移住調査

(目的) カナダ移住者の定着状況, 受入状況などの調査

(期間) 1969年(昭和44年) 9～10月

(調査員) 今村技術移住課北米係長

1970(昭和45)年度

文教事情調査

(目的) 1963年(昭和38年)に実施した調査の追跡調査として行なわれたもので, 日本人集団移住地の教育施設, 器材, 人員などを中心として調査し, 当事業団として援護すべき施策を立案するための資料を得る。

(期間) 1970年(昭和45年) 10～12月

(調査員) 上原援護課職員, 高松外務事務官, 三木文部事務官

(調査結果) 「中南米移住地文教調査報告書」として47年3月外務省から発行, 78ページ。

カナダ移住調査

(目的) カナダ移住者の生活と意見を具体的にとりまとめて, 今後移住者の参考資料とする。

(期間) 1970年(昭和45年) 12月

(調査員) 須田実技術移住課職員

(調査結果) 業務資料 No. 178

散在移住地調査

(目的) ブラジル辺境地帯に散在するブラジル国または州営の移住地に在住する日本人移住者の実態を把握し, その将来性を予測し(転住の必要性など), 政策立案

の資とする。

(期間) 1970年(昭和45年)10～11月

(調査員) 小管伊之彦営農課係長, 山下外務事務官

1971(昭和46)年度

散在移住地調査

(目的) 前年度の調査に引続き, ポリビア, パラグアイ, アルゼンチンの中小移住地について同様の調査を行なった。

(期間) 1971年(昭和46年)10～11月

(調査員) 那賀勇融資課係長, 岩村外務事務官

技術移住調査

(目的) ブラジル, アルゼンチンの技術移住者受入企業および関係官庁団体との調整ならびにあっせん方式の検討

(期間) 1971年(昭和46年)9～11月

(調査員) 押本直正調査室長, 福本武元労働省監察官, 加藤利一外務事務官

1972(昭和47)年度

企業・技術移住調査

(目的) ブラジル, アルゼンチンの技術移住あっせん方式および企業者移住取扱い方法の検討。

(期間) 1972年(昭和47年)8～9月

(調査員) 平野重利技術移住課長, 加藤利一外務事務官

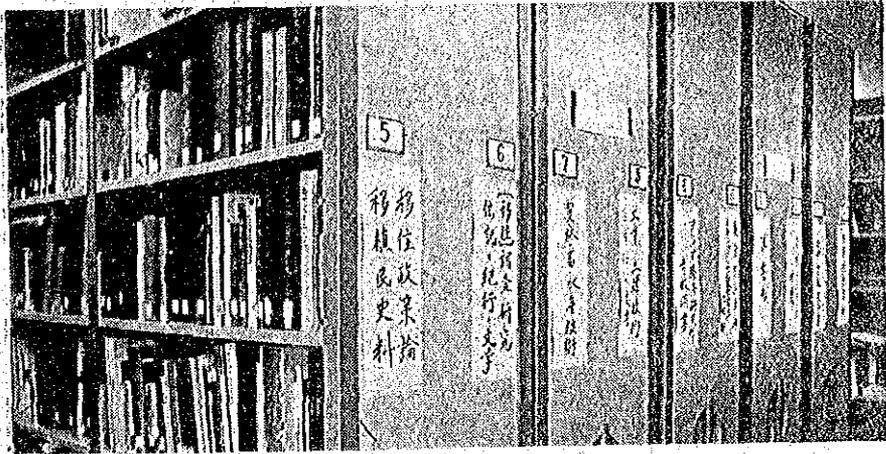
f. 文献資料類の収集と作成

移住事業という息の長い業務では, 先人たちが永年にわたって積上げてきた業績と経験の上に, さらに累積していくという根気強さが要求される。そして, 先人たちの業績や経験は, 文献とか資料とかいったかたちで残されている場合が多い。古い言葉ではあるが「温故知新」が, 必要な仕事なのである。

このような考え方から, 当事業団では過去の海外移住に関する文献資料類の収集, 整理, 保存に努力してきた。

さらにまた, 当事業団によって研究調査された新知識については, 業務資料として一貫番号を付して印刷公刊し, 関係方面に配付して海外移住に関する知識普及の一翼をになっている。巻末にかかげた「海外移住事業団作成資料」がそれである。

なお、これらの目録以外にも、海外移住をとりまく諸業務に関する参考文献資料（例えば農業技術関係、発展途上国の開発に関するもの、ラテン・アメリカ諸国の小中学校教科書、年鑑、事典類など）を資料室に集中保管している。



資料室の一部

(3) 移住青年会の助成

「女房にするなら名古屋女に限るといわれている？ ように、この女性は大へんしっかりしている。そのせいか戦後移住者の一番多かった昭和33年12月、県移住協会の職員を相談役として、女性が中心になって、女性の単身移住が困難なため、これを打開することを目的として同好会が発足し、翌年ラテン・アメリカ研究会、そして同年いかにもロマンチック・ムードがただよう“南十字星友の会”と正式に名づけられ、以後今日まで10数年間、会員に親しまれて来ました」（愛知県）

「広島県における青年会活動は、全国的にみてもいちばん古い方ではないかと思えます。また、移住事業団広島県事務所が発足する前の昭和38年の夏、当時の海外協会の主催で行なわれた夏期講習（会場は庄原市、2泊3日）に参加した青年男女約30人が、海外移住という同じ希望に燃え、同じ釜の飯をわけ合って過した感激を、いつまでも忘れないためにと話し合い、広島県青年移住希望者連絡協議会を組織しました。その年の12月にガリ刷りの機関誌「若いきぼう」創刊号を出し、39年までに3号まで出しましたが、会長がブラジルに移住したため廃刊になりました」（広島県）

海外移住という共通の目的を持つ若者たちが、その共通目的達成のため一致団結した組織が、海外移住青年会である。その名称や規模は各県によって異なるが、結成の趣旨は同じである。前掲した愛知、広島の場合に見るように、当事業団の発足以前からこの動きはみられたが、当事業団としてはこれら各県の動きを積極的に協力助成し、1972（昭和47）年6月現在、つぎの29の各県にその結成を見るに至った。

名 称	結成年月	会員数
愛知県移住研究会	33.12	100名
岐阜県海外移住友の会	36. 2	15
山梨南十字会	36. 7	23
（福井）南米移住友の会	39. 4	23
三重県海外発展研究会	39.12	20
福岡県移住研究会	40. 4	45
山形県海外事情研究会	40. 8	10
富山県海外研究友の会	40.11	12

東京都海外移住研究会	40.12	500
広島県海外事情研究会	41.3	30
(兵庫) 移住研究会	41.4	20
静岡県海外移住青年会	41.6	60
石川県海外クラブ	41.9	16
海外移住埼玉友の会	41.12	60
岩手県海外移住研究青年会	42.1	17
群馬海外友の会	42.2	10
海外移住長野友の会	42.6	50
北海道海外友の会	42.7	30
千葉県移住研究会	42.8	45
大阪府海外移住研究会“みどう”	42.10	160
福島県海外事情研究友の会	43.8	19
奈良フロンティア青年会	44.12	17
宮城県移住研究クラブ	45.3	120
(滋賀)琵琶湖海外友の会	45.4	20
沖縄海外移住青年会	45.8	170
和歌山県海外雄飛友の会	46.4	53
長崎ラテン・アメリカ協会	46.5	30
秋田県移住研究会	47.2	13
(佐賀) 海外友の会	47.5	30

その活動の状況を東京都の例によって紹介しよう。ちなみに東京都は、全国で最大の規模を誇っており、会員で実際に移住した数もつぎのように多数を占めている。

(分母は東京都扱いの全移住者数、%は会員の占める比率)

	中南米向け移住者		カナダ向け移住者	
1969 (昭和44) 年	8/22	11%	32/56	57%
1970 (昭和45) 年	14/66	21%	41/75	55%
1971 (昭和46) 年	38/156	24%	30/58	52%
1972 (昭和47) 年	57/182	31%	18/60	30%

東京都海外移住研究会会則 (47.3.1)

<名称>

第1条 本会は「東京都海外移住研究会」と称する。

<事務所>

第2条 本会は主たる事務所を海外移住事業団東京都事務所内に置き、必要により幹事会の議決を経て、海外に支部を置くことができる。

<目的>

第3条 本会は、国際協力の精神を基調として、自己の生活と活動の場を広く海外に求めて雄飛し、移住先国において自己の能力を最大限に発揮し、速やかなる現地社会への適応を図るため現地事情についての調査研究、語学講習等を行ない、正しい理解と認識を深め、あわせて会員相互の親睦を図ることを目的とする。

<事業>

第4条 本会は、前条の目的を達成するため海外移住関係機関および諸団体の協力指導を得て次の事業を行なう。

- (1) 機関紙の発行
- (2) 現地事情の調査、資料作成配布
- (3) 資料の回覧および貸出し
- (4) 現地事情講演、映画会
- (5) 現地事情研究討論およびその他のサークル活動
- (6) 語学講習会
- (7) 結婚相談
- (8) リクリエーション
- (9) その他本会の目的達成に必要な事業

<会員>

第5条 本会の会員は、次のとおりとする。

- (1)正会員 海外移住を希望する者もしくは海外移住に関心を有する者
- (2)準会員 海外へ移住した正会員もしくは在日日系人、留学生、研究生等で本会の目的、事業に賛同する者
- (3)特別会員 移住関係機関、団体の役職員および学識経験者で本会の目的、事業に賛同する者

<会計>

第13条 本会の会計は、次の各号をもって構成する。

- (1)入会金 500円 (2)年会費 1,000円 (3)寄付金 (4)その他収入

<構成>

第15条 本会は、アルゼンチン班、ブラジル班、カナダ班で構成する。

(以下略)

1971年（昭和46年）の主な事業

(1) 現地事情説明会

移住事業団職員，帰国中の先輩移住者，留学生などを講師として，最近の現地事情について説明をうけた。毎回の参会者は30～50名。

1月…アルゼンチン，カナダ	7月…カナダ，ブラジル
2月…ブラジル，カナダ	8月…カナダ，ブラジル，アルゼンチン
3月…ブラジル，カナダ	9月…カナダ，ブラジル，アルゼンチン
4月…アルゼンチン，カナダ	10月…カナダ，ブラジル
5月…カナダ，ブラジル	11月…ブラジル，カナダ，南米一般
6月…カナダ，ブラジル	12月…ブラジル

(2) 語学講習会 毎週火木金曜日に実施

(3) 諸行事 ハイキング，ピクニック，移住船の見送り，海水浴，見学，討論会などを行った。

なお，この海外移住青年会を府県単位から，地方ブロック組織，さらに全国組織に拡大しようとする動きがみられ，1970年2月，大阪府青年会の提唱による第1回交歓会（神戸移住センター），同年10月，横浜移住センターで行なわれた「移住友の会全国連絡会」さらに，71年11月の海外移住センターでの「関東地区リーダー会議」など活発な動きが見られる。

3. 移住者に対する訓練講習の強化

第2次大戦前、海外移住者に対する訓練講習の機関としては、満州開拓者に対するもの（例えば拓務省内原訓練所）や、1918年（大正7年）、崎山北佐衛によって設立された海外植民学校、1923年（大正12年）永田稠による日本力行会海外学校、1927年（昭和2年）服部教一による札幌の日本植民学校、さらに1930年（昭和5年）上塚可による国土館高等拓植学校など民間有志による学校形式の例を除いて、一般移住者を対象とするものは、ほとんど実施していなかったといえる。1928年（昭和3年）2月神戸に国立移民収容所が設置され、それが1932年（昭和7年）移民教養所と改称はされたものの、短い入所期間中のつけやきば的な教養語学講座にすぎなかった。

第2次大戦後、移住者の渡航前訓練の必要性が強調され、海協連を実施機関として、種々の講習会が開かれるようになったが、移住者の渡航前訓練については、1954年（昭和29年）7月20日、外務農林両省の間で「海外移住に関する事務調整についての閣議決定」というとりきめがあり、その第1項に、「海外移住に関する主務官庁は外務省とする。但し農業移民の募集、選考、訓練及び現地技術調査は、外務、農林両省の所管とする」とあり、また第3項に「農業移民の募集、選考、訓練及び現地技術調査は農林省がこれを担当する」とした。

このため、移住者の訓練講習に必要な経費は農林省予算として計上し、これを海協連に一括交付し、海協連が実行するという形式をとった。海協連時代の農業移住者の講習会の実施状況を1957年および58年（昭和32、33年度）の例によってみると、つぎのとおりである。

移住先	年度 実施回数	
	昭和32年度 32回	昭和33年度 21回
ブラジル	787	392
アルゼンチン	0	31
パラグアイ	203	67
ポリビア	76	22
ドミニカ	63	42
計	1,129	544

なお、移住決定者に対するこの種の講習会は全員に実施するようとの要望が内外からあり、自営開拓者に対してはもち論、雇用移住者に対しても、できる限り実施するよう努力したが、必ずしも義務ではなかった。ただし、コチア産業組合単独青年移住者に対しては、受入側からの要望もあり会期を25日間の長期にした。一般の場合は7～14日程度で、講習会場は各県の伝習農場が主として利用されていた。

当移住事業団発足後、数年間は従来の海協連による方法が踏襲されていた（ただし、予算面では農林省から当事業団予算に一括された）。現在行なわれている様式に統一されたのは、1969年（昭和44年）7月、海外移住研修所が増改築されてからで、施設の拡充とあいまって、訓練期間の延長、教科内容の強化整備が行なわれた。

以下、現在行なわれている移住前の訓練講習について、訓練講習機関別にその経緯、訓練講習内容、およびその推移などを述べてみよう。

(1) 海外移住研修所

群馬県赤城山腹にある当事業団直営の研修所で、ここでは、①南米農業移住者の長期研修（6ヵ月）②同上の短期研修（1ヵ月）、③カナダ農業移住訓練生に対する訓練講習が行なわれている。

a. 設立の経緯と移動

1959（昭和34年）年度、外務省は海外移住についての講習所を設置する計画を決め、東京都昭島市多摩川沿岸堤外地、千葉県旧陸軍習志野演習地などを候補地として調査したが、群馬県海外協会からの熱心な誘致もあり、同年8月4日海協連による現地調査が行なわれ、群馬県勢多郡宮城村大字赤城山字溝の口2,087番地の現在地に決定した。同地の面積は約10町歩で、財団法人育心会理事長深町経蔵の所有地を群馬県海外協会が10年間、無償貸与を受け、それと同条件で海協連と貸与契約を行なったものである。

1963年（昭和38年）7月15日、当事業団の発足、海協連の解散にともない、用地の貸借契約を所有者との直接契約とし、従来の無償貸与から、貸借料年間5万円に変更した。

1966年（昭和41年）11月、立地条件（交通の便、寒冷など）、建物施設の老朽化などの理由から、愛知県豊橋市西幸町浜333、愛知県開拓指導所内に仮移転し、宮城村

の研修所は一時閉鎖した。

1968年（昭和43年）7月13日、現在地で本館、および附属施設の工事に着工（地鎮祭）、翌年7月13日完成、8月14日開所式を行なった。したがって、海外移住研修所は約3年間、豊橋市に移動していたことになる。

なお、1968年（昭和43年）6月17日付、当事業団と育心会との間に借用期間10年、面積10ha、貸借料月額3万円（47年4月から4万円に改定）の土地貸借契約が結ばれた。

b. 研修生修了状況

前述したとおり、海外移住研修所は、1960年（昭和35年）5月20日、群馬県赤城山の南斜面、標高約800mの所に、海協連の附属機関として設置され、一時豊橋市に移転したが、1969年8月から再び赤城山に戻り現在に及んでいる。

海協連時代、当初の設立目的は、「将来移住地社会における中堅人材の養成、ならびに海協連現地受入機関要員の確保」ということにあった。このため第1期（昭和35年度）、第2期（同36年度）の修了生の中には、現在、当事業団の職員として勤務しているものが数名いるが、大部分は移住者として中南米で活躍中である。

開所以来の実績はつぎのページに表示したとおりであるが、昭和35年の開所以来、昭和47年度まで20回532名の卒業生を出し、その大部分が南米諸地域で活躍している。

c. 研修内容など

研修内容については、年度により若干の相異がみられるが、最近の「研修所案内」からその概要をひろってみよう。

海外移住研修所案内

▷特殊法人海外移住事業団の直営です。

— 運営は全額国からの交付金でまかなわれています。

▷全国唯一の農業移住者養成機関です。

— ブラジル国またはアルゼンチン国へ農業移住する青年を全国から募集します。

海外移住研修生修了状況（長期研修生のみ、昭和47.10末現在）

年 度	回 数	修了生	修了生計	研 修 期 間	研 修 所	摘 要
昭和35年度	1	21	21	35. 5.20~36. 2.27	群馬 馬 泉 宮 城 村	
36	2	6	27	36. 5.10~36. 9.18	〃	
37	3	13	40	37. 5. 2~37.10.30	〃	
38	4	20	60	38. 4.10~38.10.30	〃	
39	5	9	69	39. 5. 8~39.10.28	〃	
40	6	14	83	40. 4.20~40.10. 4	〃	
41	7	30	113	41. 4.11~41.10. 1	〃	
42(前)	8	18	131	42. 4.11~42. 8.12	豊 橋 市	
〃(後)	9	10	141	42. 8.28~42.12.26	〃	
43	10	27	168	43. 4.10~43.12. 3	〃	
44(前)	11	30	198	44. 4.11~44. 9.30	入所・豊橋馬泉 修了・群馬馬泉 群馬 宮 城 村	
〃(後)	12	22	220	44. 9. 1~45. 2.28	〃	
45(前)	13	48	268	45. 4.13~45. 9.30	〃	
〃(後)	14	27	295	45. 9. 7~46. 3. 6	〃	
46(前)	15	63	358	46. 4.12~46. 9.30	〃	
〃(中)	16	29	387	46. 7. 5~46.12.24	〃	
〃(後)	17	26	413	46.10. 4~47. 3.25	〃	
47(前)	18	58	471	47. 4. 6~47. 9.28	〃	
〃(中)	19	46	517	47. 7.10~47.12.23	〃	
〃(後)	20	15	532	47.10.11~48. 3.24	〃	

▷二つの研修コースがあります。

— 長期研修は6ヵ月間、短期研修は1ヵ月間。

▷研修生の移住をあっせんする機関です。

— 事業団の内外の組織と連携いして研修生の移住先をあっせんします。

▷上毛三山の一つ、赤城山中腹にあります。

— 心身のたん練と知識、技術の習得の場です。

☆研修目的

- (1) 体力をつくること
- (2) 農業にとり組む心構えを養うこと
- (3) 豊かな人間性をつちかうこと
- (4) 進路（移住希望国、希望作目）などをきめること

- (5) 農業の知識や技術をならうこと
- (6) 移住希望先国の外国語をならうこと
- (7) 社会生活における望ましい行動のしかたを身につけること

☆カリキュラム (数字は時間数)

教科	科	目	長期研修	短期研修	教科	科	目	長期研修	短期研修
一般 学 科	専 門 学 科	農 業	移住理念(移住史を含む)	3.5	3.5	農 業	農業経営	7.0	
			熱帯農業	3.5	3.5		農業協同組合	3.5	3.5
			南米の政治・経済	3.5	3.5		そさい・果樹・花卉園芸	31.5	
			宗教と国際教養	3.5	3.5		農業機械 (トラクターを含む)	10.5	
			南米の社会	3.5	3.5		養鶏・養豚・畜産	31.5	
			移住地の保健衛生	3.5	3.5		家畜衛生	7.0	3.5
			南米のそさい・果樹・ 花卉・畜産	14.0	14.0		植物病理	3.5	
			ブラジル一般事情 (北南伯)	7.0	7.0		生活改善	3.5	3.5
			アルゼンチン一般事情	3.5	3.5		農業土木・農業気象	7.0	
			パラグアイ一般事情		3.5		土壌肥料・農薬	7.0	3.5
			雇用農の制度、生活と 独立	7.0	7.0		自動車の構造	10.5	3.5
			渡航手続・携行荷物	7.0	7.0		農畜産加工	7.0	
計	59.5	63.0	計	129.5	17.5				
専門 学科	外国 語	ポルトガル語	140.0	42.0	農業実習(農畜産実習・運転等)	612.0	63.0		
		スペイン語	140.0	42.0	運動訓練	167.0	40.0		
		計	140.0	42.0	特別研修	152.0	35.0		
合 計								1260.0	260.5

☆日 課

日 課	時 間	
	自	至
起床	6:00	
朝礼・体育訓練	6:10	6:50
食前作業	6:50	7:30
朝食・休けい	7:30	8:30
午前の研修	8:30	12:00
昼食・休けい	12:00	13:30
午後の研修	13:30	17:00
体育訓練・夕礼	17:00	18:00
夕食・休けい	18:00	19:30
夜の研修・消灯	19:30	22:00

☆施設設備

(1)建 物

- (ア) 新館(教室・寮室など)
- (イ) 旧館(寮室・職員宿舎など)
- (ウ) 畜舎(牛1, 豚1, 鶏5棟)
- (エ) バイプハウス(1棟)
- (オ) ガラス温室(2棟)
- (カ) 体育館兼雨天作業場(1棟)
- (キ) その他農具舎, 肥・飼料舎, トラクター車庫等

(2)圃 場

- (ア) 蔬菜部門: 85a 各種そさい
- (イ) 果樹部門: 85a 桃・ブドウ・栗・りんご
- (ウ) 花卉部門: 10a 菊その他花卉
- (エ) 畜産部門: 150a 牧野造成中

☆資格, 費用, 特典など

▷入所の資格は

ブラジル国またはアルゼンチン国に農業移住することに家族が同意した18歳~25歳の心身とも健全な青年で, この研修を受けねば移住資格のとれない人を対象としています。ただし海外移住事業団各都道府県事務所長の推せんが必要です。

▷申込みの手続きは

申込書, 身上調書, 最終学校成績証明書, 戸籍謄本, 健康診断書, 作文等を各都道府県事務所に提出します。くわしくは各都道府県事務所または当研修所に直接照会してください。

▷入所許可は

提出書類等を総合的に審査して行ない, 各都道府県事務所を通じて入所合否を通知します。

▷入所中の費用は

一部国庫補助がありますので自己負担としては食費月額5,000円位, 研修旅行費5,000円位, 教材費2,000円位などです。なお自治会会費は月額500円位です。

▷修 了

6カ月在籍し研修課程（所内研修および所外研修）を履修したとき修了証書を授与します。

▷移住資格とあっせん

修了すると移住資格が得られます。希望に沿った移住先をあっせんし渡航手続をはじめます。

d. カナダ農業移住訓練生に対する訓練講習

カナダ農業移住訓練生制度は1969年（昭和44年）から発足したもので、その詳細については第5章4節に後述するが、「日本の農村青年をカナダに派遣し、2カ年間の実習と研究を通じて、カナダ農業の実際を体験させ、国際的視野に立って、日本農業の近代化、さらにはカナダ農業移住者の中核たらしめよう」とするものである。この趣旨にそって研修のカリキュラムが組まれているが、1971（昭和46）年度の例はつぎのとおりである。

期間 47.2.6～3.4（28日間）

内容 英会話 62H

トラクター構造、操作訓練 48H

現地事情 17H

保健衛生、農業土木など 29H 計156H

過去の実績はつぎのとおり。

年 度	43年	44	45	46	47
受講人数	32	44	59	27	24
受講期間	44.3.17～3.31	45.3.9～3.28	46.2.8～3.4	47.2.6～3.4	48.2.1～2.24
日 数	15日	20日	25日	28日	24日
受講場所	千葉県機械化研修所	栃木県林業センター、同農業教育センター	海外移住研修所および群馬県機械化センター		
渡航年月日 (人数)	44. 4. 22 (27)	45. 4. 21 (44)	46. 3. 31 (58)	47. 4. 5 (25)	48. 4. 4 (24)

(2) 海外移住センター

海外移住センターは、もともと移住者の乗船準備の宿泊施設であった。しなしながら、当事業団創立以来、徐々にその性格が変ぼうし、現在では従来の目的の他に、移住者の渡航前訓練講習の場としての性格をあわせもっている。

現在、当センターで行なわれている移住者の訓練講習は、①南米技術移住者に対するもの、②カナダ移住者に対するものが、その主なものである。

a. 技術移住者訓練講習

工業技術者として、主としてブラジルに移住する人に対するもので、次表で明らかなおお、年をおってその期間が延長され、強化充実されている。

年 度	年間実施回数	受講人数(人)	講習期間(日)	場 所(回数)
38	3	38	5	秦野職業訓練所 (3)
39	4	48	6	" " (4)
40	7	97	6	横浜移住センター(5) " " (2)
41	7	103	6	" " (5) " " (2)
42	8	137	6	" " (6) " " (2)
43	6	100	11	" " (4) " " (2)
44	9	122	10	" " (7) " " (2)
45	8	79	13	" " (6) " " (2)
46	6	98	20	" " (4) " " (2)
47	6	132	25	" " (4) " " (2)

47年度のカリキュラムを例示すると、ブラジル語 (93H)、試験場実習 (21H)、技術講義 (14H)、南米事情 (14H)、その他 (30) 合計171H。

日課は、7時起床、体操、掃除、8時朝食、9～12時講義、12時昼食13時～15時講義および体育、5時夕食、10時就床、すべて集団行動を行なっている。

b. カナダ移住者トレーニングコース

カナダに移住する人達にとっては、高度の英語（とくに会話）理解力が要求される、というより、英語の理解力がカナダ移住者の資格になっている。このため、当事業団では1968(昭和43)年度から、カナダ移住者（工業技術者が多い）を対象として、英語のトレーニングコースを開講した。講師は主として外国人に委嘱し実用的な英語を教授している。開講以来の受講者数、期間などは下表のとおりである。

年度	回数	受講者	期間（各回平均日数）
42	3	53	25
43	4	79	32
44	4	81	34
45	5	104	33
46	4	62	28
47	4	39	30

1972年（昭和47年）9月に行なわれた第23回のカリキュラムを例示すると、

英語 96H（うち外人教師 42H）

カナダ事情 18H、その他 14H 計 128Hであった。

(3) 財団法人海外移住婦人ホーム

財団法人海外移住婦人ホームは、神奈川県藤沢市辻堂元町にある。同ホームは、将来海外移住を志す婦人のため海外生活に必要な教養と訓練を行なう目的で1958年（昭和33年）小南清夫妻の善意と熱意によって創設された。1961年（昭和36年）6月7日、外務省の認可を受けた財団法人となり、組織的な活動を開始した。1965年（昭和40年）以来、神奈川県海外協会の、さらに翌66年から当事業団と合同して、移住婦人の教育を行なっている。上述のように、当事業団が正式に移住婦人の教育に参加するようになったのは、1966（昭和41）年度以降であるが、財団組織に改組した後、1962年（昭和37年）5月、第1回の修了生6名を送り出して以来、1972年（昭和47年）10月15日、第25回生の修了まで274名の婦人を教育し、200名近くが移住している。同ホームは、現在毎年2回（4月1日～5月15日、9月1日～10月15日）、45日間の講習訓練を行なっているが、そのカリキュラムはつぎのとおり。（ ）内は時間数。

語学（66）、母子衛生（18）、救急看護（6）、料理（18）、農業（12）、簿記（12）、教養（24）、移住地事情（31）、その他（12）、計（199）

生活は全寮制で、午前6時起床、午後10時就寝の団体生活を行なっている。

以上、当事業団の行なっている移住者に対する訓練講習について、その施設別に述べてみたが、これを施設別、対象別（移住形態別）の一表にまとめると、つぎのとおりである。（人数は1972年（昭和47年）の実績）

施設（所在） 対象	海外移住研修所 （群馬県赤城山）	海外移住センター （横浜市磯子区）	海外移住婦人ホーム （神奈川県藤沢市）
南米農業	長期6カ月（年3回）119名 短期1カ月（年4～5回） ※1 95名		
南米技術		25日（年6回）※2 131名	
カナダ一般		30日（年4回） 39名	
カナダ農業	30日（年1回） 24名		
婦人			45日（年2回） 16名

※1 沖縄県出身者については沖縄事務所で行なう

※2 うち2回は神奈川県立秦野職業訓練専修校で行なう。



4. 移住者援護のための諸施策

(1) 渡航費の支給

1966年（昭和41年）4月1日以降渡航する移住者に対しては、渡航費（船賃）が支給されるようになった。従来は、たとえ形式的であったにせよ一応、渡航費貸付契約書に署名捺印し、渡航費を借用して移住していたものが、実質的には無料で移住できるということになったわけである。

それまで貸付けられていた渡航費が支給されるようになった理由について、外務省はつぎのように説明している。

（移住者に対する渡航費の支給理由）

昭和27年海外移住が再開されて以来、政府は外務省予算に計上される移住者渡航費貸付金を海外移住事業団（その前身団体を含む）を通じ移住者に貸付けてきたが、これを補助金化する必要性は従来より強調されてきた。

すなわち、わが国の移住政策は自己の責任と判断に基づき移住せんとする国民に対し、補完的援護を行なうことにあるが、現在のところ邦人移住者の渡航先国がほとんど中南米というわが国と著しく生活条件が異なり、かつ遠隔の地域を主としているため、移住者の定着発展を図るためには、相当強力な援護を行なわなければならない状態にある。とくに渡航費については、その負担の有無が移住希望者の意思決定に大なる影響をもつ要因であり、且つ移住初期は生活及び営農基盤確立のため移住者がもっとも多くの資金を必要とする時期であるので、その援助こそ移住施策の第一歩と言える。

従来の渡航費貸付制度には問題が多く、なんらかの対策を講じなければならない時期にたち至っている。すなわち、昭和41年3月末現在の債権現在額は5,685,127,474円であるが、償還状況をみると要償還額410,250,579円に対し、納入額は31,795,157円であり、回収率は7.7%にすぎない。しかもこれはアメリカ難民救済法による移住者分を含んでおり、中南米移住者のみをみると回収率は0.11%である。

その理由としては、移住者の生活がなかなか所期どおり安定しないこと、移住者が広い南米大陸に散在しているため所在確認自体が容易でなく、またかりにこの債権が取立てられても受入国の制度上その本邦送金が困難である等技術的問題点があ

ることもあげられるが、根本は移住者の償還義務意識が非常に低調であることによると考えられる。このことは移住者渡航費が戦前は補助金であり、戦後においても償還条件を緩和したことがあること、債務意識そのものが稀薄であること、及び渡航費の返還が何ら移住者の利益に結びつかないこと等によるものと思われる。

海外移住事業団としても、このような不満足な回収実績の向上のため、くりかえし移住者に対し償還義務につき注意を喚起する等回収努力を続けてきたが、移住者の償還実績は改善する兆なく、今後専任職員を増員し、回収旅費等特別の費用を計上して回収に本格的努力をしてみてもその実効性は疑わしく、経費倒れとなる可能性が極めて大である。

よって今般の改正により、昭和41年4月1日以降渡航する移住者に対する渡航費の貸付を支給に改めるとともに、このため必要な資金を海外移住事業団に交付することとした。

このようにして、1966年4月1日以降の移住者に対しては、渡航費が全額支給されることになったが、それ以前の移住者の当事業団に対する渡航費の債務は依然として存続するという形式であった。

すなわち、渡航費貸付の経路は、外務省から毎船毎に一括して、当事業団に貸付けられ、それを当事業団から個々の移住者に貸付けるという形式をとっていた。

外務省→海外移住事業団→各移住者

この経路のうち、外務省と当事業団の間の債権債務は消滅したが、事業団と各移住者の債権債務関係は存在していたわけである。

この矛盾は、1969年(昭和44年)5月27日付の法律35号で、事業団对各移住者の債権債務が免除されることになり、この時点において第2次大戦後の移住者に対する渡航費は、全部支給されるということになったわけである。

参考までに、渡航費貸付および支給に関する法令をあげればつぎのとおりである。
(年号は昭和、月日は決裁または公布の日)

27年12月18日(外務次官決裁)

昭和27年度送出国アマゾン移民の渡航費貸付に関する件

29年7月19日(外務大臣決裁)

雇傭移民に対する渡航費貸付の貸付額に関する件

31年2月18日(外務次官決裁)

米国難民救済法移住者に対する渡航費貸付契約書に関する件

35年3月31日（法律46号）

財団法人日本海外協会連合会に対する移住者渡航費貸付資金の貸付条件等に関する法律

38年7月8日（法律124号）

同上に関する法律の一部改正

41年3月31日（法律29号）

海外移住事業団法の一部を改正する法律

44年5月27日（法律35号）

海外移住事業団法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律

（航空機輸送と渡航費支給基準の改訂）

1973（昭和48）年度から、移住者の輸送は従来の船舶にかわって航空機が使用されることになった。これによって、45日を要していた移住者輸送は、僅か1.5日にスピードアップされる反面、携行荷物が20kgに制限されるという問題も生じた。（航空機による第1便は、48年7月上旬出発の予定）

また、これにともなって5月9日付、渡航費の支給基準が改訂され、従来全額支給されていた渡航費（航空機運賃）が、移住者の所得額すなわち負担能力や、移住目的、家族数によってつぎのように制限されることになった。

まず、農業・工業のいかんを問わず、現地の農家や会社に雇われて働くことを目的とする移住者については、その年間所得が ①単身者の場合は140万円未満 ②家族同伴者の場合は200万円未満の者に限り支給される。ただし単身者については、渡航費の8割支給と定められ、残りの2割は自己負担となる。

つぎに、移住の当初から農業、商工企業を独立して営もうとするいわゆる自営移住者については、単身、家族の区別なく年間所得が320万円未満の者には、渡航費の全額が支給される。以上の制限は、わが国の経済力が高まってきた結果、渡航費を支給する必要のない高額所得の移住者がふえ始めたため設けられたものである。

なお、雇用移住者と自営移住者の基準所得に区別があるのは、前者が移住後直ちに収入を得られるのに反し、後者が事業を軌道に乗せるのに時間が必要と判断されたため。また、単身の雇用移住者の支給率が8割となったのは、家族同伴者に比べ移住経費が少なくすむと考えられた結果である。

(2) 入植地の電化工事

日本では、電気は津々浦々まで普及しており、空気のようにその存在を意識しない程である。戦後の開拓事業でも電気導入が生活環境整備の一環として組み入れられているので、現在では未点灯問題は殆んどないといってよい。

しかし、国土広大、人口密度が稀薄、電源開発および送電、配電設備の不十分、政府の財政力の欠乏等の地理的、経済的な諸条件に制約され、中南米の農村地帯における電化は極めて不十分な実情にある。地方都市までは電化されていても、農家の大部分はランプ生活を余儀なくされている。日本で電化生活を身につけた移住者にとって、文化的には後退であり、電気の復活が切なる願いになる。一部の農家では、自家発電設備を持つ余裕ができてはいるが、それは限られた少数に過ぎない。電化は、単なる個々の農家の生活環境の改善ばかりでなく、養鶏における点灯による産卵率の向上（約5%）、灌漑および消毒の動力源、農産加工施設および冷蔵または冷凍倉庫の設置を容易にする営農改善効果があるほか、医療、教育、治安などの施設の機能を向上する効果も期待できる。

当事業団は、1967年（昭和42年）10月、電化調査団を編成、約3カ月間、現地に派遣した。調査団の編成は次のとおり。

- 団長 小谷 勝也 東京電力株式会社コーディネーター室
- 団員 佐々木製姦次 東京電力株式会社工務部変電課
- 〃 石田 寛 通商産業省公益事業局施設課
- 〃 斎藤 正次 海外移住事業団業務第2部援護課

調査団は、当事業団直轄入植地を中心に、周辺の電力事情を調査するとともに基礎的資料を収集し、電気導入の方法、配電方式、電化に要する費用と設計、料金原価、移住者予想負担額と負担能力、維持管理運営方式、電化による効果等を検討し、入植地電化の基本計画を策定することを目的とし、翌43年3月に調査報告書をまとめた。

この報告書にもとづき、さらに現地支部が現地関係官庁、電力会社等と接触して所要額を具体的に詰め、その所要額の2分の1以内の額を当事業団が助成し、残余の2分の1は移住者が負担するという前提の下に、本部において予算折衝が行なわれた。結局、1年度1入植地、電化実現の方針で予算化されることになった。

42年度アンデス、43年度フンチャール、44年度グァタペラ、45年度ピニャール、46年度ジャカレー、（47年度にも繰越）、47年度ガルアペーの各入植地が予算化され、当

事業団の2分の1助成の下に、電化が実施された。この実施年度の順位は、当該入植地と電源との遠近、部落規模、入植者間の距離、緊急度、利用度、入植者の負担および維持能力等の諸要因を勘案して、優先度をつけたものだが、傾向として都市に近い1,000ヘクタール前後の入植地が先順位になっている。このうち、グアタバラ入植地だけは面積7,294ヘクタールで、大型の方であるが、同入植地は、丘地と低地に別かれ、1戸あたりのロッテ12.5ヘクタールは、丘地の柑橘用地2.0、雑作地6.0、宅地1.5、低地の灌漑米作地3.0(各ヘクタール)に分割され、このうち、宅地は低地寄りの丘地部に集結している密居村落型定住形態をとっているので、電気を導入し易い条件に置かれていること、かつ近年、宅地に養鶏を導入する農家が増えてきたこと、等が推進要因になった。このロッテ配分は、営農形態によっては耕作距離が遠くなるという欠点を伴ない、農耕ロッテの交換分合が問題化しているが、電気の導入、治安の維持という面では密居村落型が有利である。ブラジルの農村形態のほとんどは散居村落形態をとっているが、ブラジルでも、農業近代化の一環として農村電化の推進が課題となっている折柄、グアタバラの密居型は一つのモデル地区たるに値しよう。

当事業団の入植地別電化負担額(円換算)は、アンデスが予算10,000,000円、実績6,846,780円、フンシャルが予算10,000,000円、実績7,346,471円、グアタバラが予算10,883,000円、実績10,318,236円、ピニアルが予算9,900,000円、実績9,781,543円、ジャカレーが予算9,160,000円(円実績未定)、ガルアペーが予算8,278,000円(実績未定)である。電力会社が部分的に工事費を分担してくれる場合もあり、当事業団負担額が予算額以下で済むこともあるわけである。

48年度にはイグアスにおいて3分の2助成で電化を計画しており、これで大型入植地の電化問題の端緒を開くことになろう。電化は、日本と移住先国の文化の差を縮めるものであるから、やがては全入植地に及ぼすことが当事業団の目標である。相手国経営の入植地に入った日本人移住者が、現状では、当事業団の電化助成に均霑し得えないが、移住と経済協力の関連という新しい観点に立つと、相手国民を含めた混植地への助成も可能になってくるのではないであろうか。むしろ、混植地の助成にこそ、移住と経済協力との出会いが見い出されるであろう。

(3) 営農指導と試験農場の強化

一般通念における営農指導とは、指導員が農家を戸別訪問して手取り足取り農業技術を援ける状況が連想される。だから、とかく「隣りの家まで来て何故自分のところに寄らなかったか」ということにもなるのだが、戸別訪問型の指導は、時代遅れのものになってきている。農家の水準が高くなっているから、初歩的な指導では飽き足らないのである。勿論、農家の水準も高低区々であるから、戸別訪問型もその意義を失ってはいない。しかし、もっと高度の、多様化された、総合的な営農指導が要求される時代になっている。

a. 当事業団の営農指導体系

(a) 調査

ア. 農家経済調査

一部前述のように、昭和37年度から継続的に当事業団直轄入植地および当事業団がなんらかの形で関与している相手国側入植地に定着している移住者を対象に、農家経済調査(簡易調査および特定農家経営調査)を継続的に実施、個々の農家および全体営農を診断する素材にしている。例えば、最近では、負債の多いグァタペラ入植地において、調査結果をもとに農家の階層分類を実施し、不振農家に対し、不振原因の究明と個別不振農家の振興を図るため、営農指導、融資、基盤整備事業を一体化した個別農家振興計画を策定した。

イ. 市場調査

移住者の営農作目の販路開拓のため、ローカルおよび国際市場の調査を行ない、必要に応じ、移住者に情報を提供している。ローカルの市場調査は当該支部、中南米全体の地域市場調査は代表部、米国市場はサン・フランシスコ駐在員事務所がそれぞれ分担し、本部業務第2部営農課がそれらを総括している。

(b) 訓練講習および営農普及

ア. 訓練講習

試験農場を有するアルト・パラナ、イグアス、サン・ファン、第2トメアス各入植地においては主として農場で、ガルアペー入植地では域内旧小学校において、後継者養成、新しい技術の修得、一般農家のレベルアップを目的として、1カ月程度の講習を実施している。レンソフェ、ポルト・アレグレ支部管内では、先進地視察

を中心とした講習を実施している。

イ. 営農普及

個別および集団指導のほか、適作物の種子種苗の供給およびあっせん、病害防疫対策指導等を、支部や試験農場が単独にあるいは相手国農業関係機関の協力を得て実施している。米国からの優良種子種苗の導入には、当事業団のサン・フランシスコ駐在員事務所が活用されている。

(c) 試験農場と試験地の運営

当事業団の試験農場は、単なる試験研究機関ではなく、上述のように、訓練講習、普及業務、種子種苗供給等の業務を兼ねている。多角的な機能を課せられているのだが、それに対応する各種の専門技術職員（土壌、植物病理、作物、農業経営等の）をすべての試験場に配置するだけの人的余裕が当事業団にないうらみがある。したがって、試験農場に配属された技術職員は、本来の専門以外の職種を要求されることもある。

試験農場は入植地に密着しており、第2トメアス入植地に第2トメアス試験農場、イグアス入植地にパラグアイ農業総合試験場（従来のイグアス試験農場の畜産部門に蚕業部門を加えて、47年度にパラグアイ農業総合試験場に改組）、アルト・パラナ入植地にアルト・パラナ試験農場（近い将来、パラグアイ農業総合試験場の分場となる予定）、サン・ファン入植地にサン・ファン試験農場、沖縄第2入植地にヌエバ・エスペランサ畜産試験農場、等がそれぞれ設置されている。

このほか、グッタパラ、アンデス等自然条件に営農上の基本問題のある入植地を対象に、前者については低地における霜害防止、後者については塩害防止のための営農試験地を設置し、調査研究を行なっていたが、一応の結論を得たので、47年度で調査を終了した。

(d) 委託栽培試験

試験農場を設置していない地区については、補完的な意味で移住者農家の委託栽培試験を実施している。この委託栽培試験で特に成果が挙げたのは、ベレーン支部管内のメロン、レンーフェ支部管内の丁字、胡椒との混植（イツベラ入植地）、サン・パウロ支部管内のグッタパラの低地におけるマラクジャ（時計草のこと）とニンニク、等である。

以上が営農指導体系の概観であるが、次に若干のトピックスを拾ってみよう。

b. 新規作目の開発

(a) パラグアイへの大豆導入

パラグアイに大豆を導入したのは戦後の日本人移住者であり、渡航に際し日本から種子を携行したのだが必ずしも現地の風土に適合しないものがあつたので、当事業団のアルト・パラナ試験農場は、サン・フランシスコ駐在員事務所から米国の優良種子を取寄せ、さらにその後パラグアイ政府が日本人に刺激されてメキシコから導入した種子等から多収穫、高含油率、気象条件に合った安定品種をつくり、移住者に普及した。1969年のパラグアイの大豆生産は22,000トン、このうち18,000トンが日本人の生産である。アルト・パラナで開発した安定品種は、ボリビアのサン・ファン試験農場にも移植された。

なお、企業誘致に関連し詳細後述のように、パラグアイに養蚕を導入したのもアルト・パラナ試験場である。

(b) ラーモスのネクタリン

1963年(昭和38年)6月および1965年(昭和40年)5月、当事業団ポルト・アレグレ支部とサンタ・カタリーナ州農地改革院(IRASC)との間の協定で、ラーモス入植地(サンタ・カタリーナ州クリチバーノス郡所在)が発足、日本人移住者26家族を導入した。ここの営農形態は多角的ではあるが、目玉商品はネクタリン(北米カリフォルニア原産の毛なし桃)である。ブラジルにおけるネクタリンは、リオ・グランデ・ド・スール州ペロッタスに近いカスカッタの農事試験場で20年以上にわたって試験されて来たが、同州では思わしい成績をあげることができなかった。サンタ・カタリーナではラージェス付近で若干できているが経済栽培ではなかった。支部はこのネクタリンに注目、ネクタリン栽培に経験のあるコチア青年出身の本多文男氏を入植者に迎え、支部の囑託にも任ずると共に、カスカッタの試験場から苗木、台木を導入し、支部の営農担当職員も力を入れ、ついにここをネクタリンの里として名を売るまでに育てた。入植者も、ネクタリンのお陰で入植6年目で豊かな収益を挙げるまでに至った。

(c) 第2トメアスの病害克服とバナラ導入

トメアスの基幹作目は胡椒(ピメント)である。しかし、かなり以前から根腐れ病が問題になり、1969年(昭和44年)に新たにウイルス病が発見された。第2トメアス試験農場の課題は、病害の克服と第2作目の開発にあつた。ウイルス病に罹病すると、成木は徐々に収量が落ち、幼木は収量ががた落ちになる。試験農場は伝染経路を

追及、あぶら虫の一種であるアブリススピラエコラであることを突き止めた。薬剤により伝染源を撲滅、最近ではウイルス病はあまりみられなくなった。

第2作目としては、人工授粉によるバナラの栽培に試験的には成功している。現在のところは、戦前からの旧トメアスの農家が試作しており、戦後の第2トメアス入植者は、まだ第2作目まで手が届いていないが、やがて普及し、ピメンタ単作の危険から脱却することが期待される。

c. 機械化の助成と焼畑農法の組合せ

一般的に、焼畑農法はラテン・アメリカ農業の後進性を象徴するものと考えられている。しかし、日照の強い熱帯、亜熱帯における沃土は森林地帯に求められることが多く、焼畑もまた一つの生活の知恵ではある。土着農業の欠陥は、焼畑による灰を肥料として活用し、移動して焼畑を繰り返す、または再生林を焼く等、焼畑の循環から抜け出せないことにあるといえよう。

そこで、当事業団としては、伐開までは焼畑を活用し、熟畑化する段階でブルドーザにより焼畑4年後の伐根を進め、トラクターで耕起し、整地する方式を、パラグアイ、ボリビアで適用している。このため、サン・ファンでは、移住者の機械化組合にブルドーザ2台、トラクター3台を貸与しており、南部パラグアイでは、昭和46年度から機械年次別整備計画を樹て、ブルドーザ3台、トラクター4台、トレーラートラック1台を機械化組合に貸与し、昭和48年度には、さらにブルドーザ1台、トラクター2台を追加貸与する予定にしている。

伐開の段階から機械を導入する方式もあろうが、コスト高になり、表土を剥ぐこともあるので、焼畑と機械化の組み合わせで移住者の営農規模の拡大を図ることを狙っている。

(4) 技術移住センターの設置と訓練講習

技術移住者のために、現地サン・パウロに訓練講習の施設を作ろうという構想は、海協連時代からの懸案であった。

すなわち、1961年(昭和36年)10月に作成された海協連の「技術移住センター関係予算説明資料」(昭和37年予算用)によれば、技術者のブラジル移住を容易ならしめるために、サンパウロに技術移住センターを設置し、ブラジル側の要求する資格条件をみたさないものまでもふくめて、ここで再教育をしようとするものであった。要するにブラジル側の要求する技術者を、このセンターで育成しようとするもので、その規模も敷地242,000m²、本館、宿舎などの建物も2,000m²を超え、建設費4,055万円、機械備品費5,350万円、管理費年間約350万円という当時の状況では画期的なものであった。

1963年(昭和38年)7月、当事業団の発足後、この構想は若干規模を縮小された格好で具体化した。

同年8月14日付のサン・パウロ支部長宛の理事長発信文書をそのまま引用して当時の模様を語ってもらおう。

技術移住者訓練センターに関する件

標記の件に関し、昭和39年度技術移住関係新規事業計画として貴支部の要請に基づき、昭和37・8年度に継続して「技術移住者訓練センター(仮称)」の予算要求をした。

センターの構想については、昭和37年度が9千8百万円の予算で、宿泊所、講義室、図書室の他に機械等の実技訓練施設を含めたものであり、昭和38年度は大幅に縮小して、1千百万円の予算で借家による宿泊施設と講義室ならびに図書室を備えたものであった。

今年、事業団も発足し、本部としても技術移住者の大量取扱のため、着々準備を整えているときでもあり、昭和39年度は900名(技術者600名、同伴家族300名)の送出を目標に計画を立案しているので、それに従って受入、接護施設を充実する必要があるところから、貴支部の案をさらに拡充して別添予算書のとおり、3千8百万円の概算要求をした。

予算内容は、第一期事業計画として、教室、事務室、医務室、宿舎ならびに附属施設を設置することとした。

要点は下記のとおりであるが、土地購入費、建築費、机椅子、事務用器材その他の施設費ならびに管理費等本部で積算したものであり、現状と相当開きがあるものと思料されるので検討の上、折り返し至急回報願いたい。

なお、昭和40年度以降の事業計画として講堂、図書館、実習場等を考えている。

記

1. 目的

(1) 着伯当初の講習訓練

着伯後2週間程度の講習訓練をする。

1カ月に75名（技術者50名、同伴家族25名）の予定。

(2) 住居決定までの宿泊所

(3) 試用期間中の宿泊所

(4) 技術ならびに語学等の講習訓練

(5) 図書館

(6) 技術移住者の集会所

2. 施設について

(1) 土地は交通便利な工場地帯の近接地域にできるだけ大きく確保する。

(2) 建物は、宿舎ならびに附属施設（食堂、炊事場、浴室、洗濯場）等に重点をおき、快適な訓練生活が行なえるよう配慮すること。

3. 管理、運営

(1) 管理人は、移住者のカウンセラーの職務を担当できる人が望ましい。

(2) 新たに雇用する事務職員は書記的業務に従事するもの1名とし、所長ならびにその他の業務は支部職員が担当すること。

(3) 事務用機器を多くとり入れ少数精鋭による能率的事務処理を行なう。

(注) サンパウロ州に開発青年隊訓練所の新設計画があるようであるが、現地の計画に関する情報を報告願いたい。

以上

結局、1964年（昭和39年）1月にいたり、技術移住センターは、39年度、40年度の2年にわたり建設することとなり、39年度予算として2,478万円が計上された。

かねてから、用地買収をすすめていたサン・パウロ支部は、サン・パウロ市郊外のバルケ・ノーボ・ムンドにあるスール・ブラジル中央農産組合（専務理事中沢源一郎）の所有地5,239.26m²を36,674,820クルセイロ（邦貨換算8,293,394円）で、1964

年（昭和39年）10月30日に購入した。

さらに、建物については同年12月7日、渡辺建設が、本館263.61m²、独身寮94.40m²、家族寮118.19m²、扉230m、その他上下水施設をふくめて、43,162,565クルセイロ（邦貨換算9,760,489円）で落札、工事に着手した。

約1年の工事期間を経て、1966年1月には、40年度予算で附属の食堂も完成し、開所式を行ない、業務を開始した。

ちなみに、昭和40年度末（1966年3月末）決算書における同センターの評価額（換算円貨）は、つぎのとおりである。

土地 41,060,174クルセイロ（7,924,614円）

建物 65,518,730クルセイロ（12,645,109円）

（注）土地の取得価格には、素地代36,674,820クルセイロに、取得税、登記料などが加算されている。円額が減価しているのは、換算率の変更による。（39年度：1クルセイロ=0.2261円、40年度は0.1930円）

技術移住センターの本格的な業務は、1966年（昭和41年）4月から始められた。すなわち、1966年（昭和41年）4月25日から5月9日までの15日間、テゲルベルグ号およびあるぜんちな丸で渡航した技術移住者25名に対する適応研修会（現地就業、生活等に対する適応力をつけるための渡航直後に実施する研修会）がそれである。その後の年度別の実績と最近のカリキュラムを例示すれば、つぎのとおり。

適 応 研 修

年 度	回 数	延 日 数	延 人 数	備 考
41	7	72	98	（カリキュラム、昭和47年の例）
42	7	87	117	語 学 27H
43	6	98	73	一般事情 32H
44	6	96	65	合 計 59H
45	6	99	61	（目 録）
46	5	65	88	900～1200 語学
47	4	54	124	1400～1700 一般事情
				1800～2000 自習

補完研修（既移住者に対して、特定のテーマで実施するもの）

41	1	10	45	(45年度のテーマ)
42	2	12	732	電子計算機の基礎知識
43	2	12	713	(46年度テーマ)
44	2	9	318	ブラジルの税法 I, II
45	1	6	522	ブラジルの労働法
46	1	4	142	ブラジルの金融事情
47	2	6	70	

また、技術移住センターの施設を利用して農業移住者に対する講習会も年1～2回実施している。

なお、現在の同センターの設備概要は

1. 敷 地 5,240㎡ (60m×87.5m)
2. 建 物
 - (1) 本館（教室、図書室および事務所） 264㎡
 - (2) 食堂（娯楽室を含む） 186㎡
 - (3) 単身移住者宿舎 94㎡
 - (4) 家族移住者宿舎 146㎡
 - (5) 倉 庫 50㎡
 - (6) 管理人宿舎 70㎡
 - (7) 車 庫 15㎡
3. 収容能力

単身者	24ベッド
家 族	5室

で、使用目的は、前述の適応研修、補完研修としての場の他、住居決定までの仮宿泊所、技術移住者の集会所、図書資料閲覧所としての役目を果している。

(5) 移住者子弟の教育

a. 技術研修生制度

「南米の土の香りをさせながら青年たちが帰ってきた。ちいさな時に両親に手を引かれて南米に渡った子供たちが、立派に成人して日本の農業技術を学ぼうと帰ってきた。移住事業団では移住者の子弟がその属する地域社会の発展に貢献することを期待して、技術研修生として日本に招致する制度を今年度から発足させたが、これはその第1回生。一行9名は4月26日に横浜移住センターに勢揃いして約1週間の集団訓練を受けたのち、それぞれの研修機関に配属された」

1971年(昭和46年)5月20日発行の当事業団機関紙「海外移住」は、こういった書出して第1回移住者子弟技術研修生の来日を報じている。

移住者子弟技術研修生制度は、1970(昭和45)年度に制度化されたものである。この制度の概要は

(目的) 海外移住事業団は、移住者子弟がその属する地域社会の発展に積極的に貢献することを期待して、移住者子弟を移住者子弟技術研修生として日本に招致し、その移住者子弟の属する地域社会の発展に必要な職業部門について、最新の技術および知識を修得せしめる。

(研修生の資格など) 移住者の子弟であって、将来、その属する地域社会の発展に必要な職業に従事する意志があり、中堅指導者となり得る者。年齢は原則として18~30歳。支部長の推せんのある者から選考する。

(研修期間) 18ヵ月

(研修場所) 日本国内の各種研究機関・学校

(経費) 往復運賃、研修費、生活費など支給

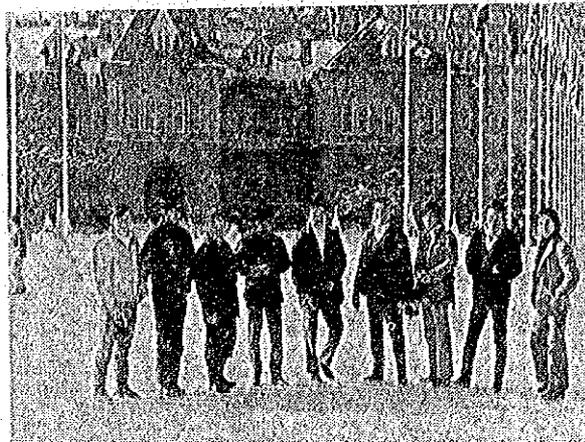
(募集人員) 年度予算により異なるが、昭和46、47年度は9名。

要するに、移住者の子弟の中で優秀な人材を、1年半、当事業団の費用で、日本に留学してもらおうという制度である。

第1期(46年度)、第2期(47年度)研修生の氏名、研修項目などはつぎのとおり。

第1回（昭和46年度）移住者子弟研修生

氏名 (現年齢—渡航年齢)	現住国 (出身地)	研修機関 (身分)	研修項目
武藤 義博 (29—12)	ブラジル (福 高)	福島県立農業短大協同 組合科 (聴 講 生)	農業協同組合の経営技術、農業 機械化の問題
山 田 豊 (22—15)	ブラジル (福 井)	福井県後継者センター 中等部 (特別研修生)	豚、肥育牛などの畜産技術畜産 加工技術、果樹栽培と畜産の組 合せ経営法
池 田 季 広 (18—ブラジル生れ)	ブラジル (広 島)	広島県食品工業試験場 加工食品第一部 (研 究 生)	果樹加工技術、 機械化による果樹栽培と農産物 加工
岡 本 耕 次 (20—9)	ブラジル (愛 媛)	愛媛県果樹試験場 南予分場 (研 究 生)	果樹栽培技術 とくに機械化による大規模果樹 経営
脇 山 昭 治 (20—11)	ブラジル (佐 賀)	佐賀県養鶏試験場 (研 究 生)	養鶏技術、とくに防疫技術を専 門的に
榎 本 一 穂 (18—2)	アルゼンチン (和 歌 山)	和歌山県農業大学校花 卉園芸科 (本 科 生)	花卉栽培技術と経営法
安 田 孝 (33—27)	パラグアイ (秋 田)	秋田県立金足農業高校 農業協同組合専攻科 (本 科 生)	農業協同組合の経営方法、営農 指導法と農業機械化
仁 田 原 豊 (22—9)	ボ リ ビ ア (福 岡)	福岡県種鶏場 (研 修 生)	養鶏を中心とした一般的な農業 技術
村 田 千 秋 (23—8)	ド ミ ニ カ (鹿 児 島)	鹿児島県農村センター 高等部園芸科 (本 科 生)	蔬菜園芸、栽培技術、荷造り、 輸送、加工、農業機械、種子苗 木の導入方法



札幌オリンピック見学の第1回研修生（47.2）

第2回(昭和47年度)移住者子弟研修生

現住国	地 区	氏 名	生年月日 (年齢)	渡 航 年月日	学 歴 (日本) 現 地	本籍地 または 父 親 出 身 地	研 修 機 関	主 な 研 修 内 容
ブ ラ ジ ル	リオ・デ・ジャネイロ州 バブカイヤ地区	横山 寛	S 29. 5. 16 (18)	二世	(一) 中 卒	(父) 福島	福島県立小高農業高等学校	そ菜・園芸・農学一般
	サン・パウロ州 ジャカレイ移住地	山上としこ	26. 6. 26 (21)	S 40. 8	(中3中退) 中1中退	愛媛	堺市養鶏農業協同組合	畜産(ブロイラー養鶏)
ジ ブ チ	サン・パウロ州 桜 植民地	佐藤 良洋	25. 5. 26 (22)	38. 1	(中1中退) —	北海道	神奈川県立農業大学校別科	花卉・果樹
	アマゾナス州 マナウス市	石沢 力雄	22. 8. 9 (25)	29. 4	(一) 商高卒	山形	藤王ハム有限会社	畜産加工(ハム・ソーセージ)
メ ク シ コ	ベルナンブーコ州 リオ・ボニート入植地	森村 正隆	17. 10. 19 (29)	31. 7	(中2中退) —	群馬	群馬県畜産試験場	そ菜・畜産
	サンタ・カタリーナ州 ラーモス移住地	日浦 秀雄	20. 10. 11 (26)	37. 10	(中 卒) —	北海道	長野県園芸試験場	果樹(リンゴ)
ブラ ジ ル	イタプア県 フラム移住地	久岡 寛	16. 6. 19 (31)	33. 7	(高1修了) 小4修了	高知	群馬県立農業大学校養蚕科	養 蚕
ボ リ ビ ア	サンタ・クルーズ オキナワ第3移住地	久高 村行	24. 8. 3 (24)	36.	(小6中退) 高 卒	沖縄	三井物産㈱大阪支店 原綿糸織物部綿花課	①綿花事情 ②綿花格付士資格取得(アメリカ)
ド ミ ニ カ	ベラビア県 パニー地区	藤川 求	22. 12. 13 (23)	32. 10	(小4中退) 高2在学中	愛媛	雇用促進事業団 愛媛総合高等職業訓練校	農業機械修理

第1回研修生、池田広季(ブラジル生れ、当時18歳)は、研修結果をつぎのように報告している。

1. 研修期日(機関名)

1971(昭和46)年5月6日～翌年3月31日(愛媛県立西条農業高校)

71年7月26日～8月31日(愛媛県食品工業試験場)、72年4月1日～9月30日(同果樹試験場)

2. 研修項目

食品加工法(マーマレード、ジャム、缶詰、ジュース、ソースなど)、食品分析法、機械実習、農作業(きゅうり、トマト、すいかなど)、工場見学(食品、酒造、選果場、冷凍、機械)食品分析、食品加工実習、果樹栽培法および実習(ぶどう、なし、接木、施肥、せん定法、管理法)

また、同じく1回生の榎本一稔（アルゼンチン、当時18歳）は、「日本での技術研修を終わって」と題してつぎのような所感文を寄せている。

「全然知らない日本で、しんぼうできるかな」と心配しながらブエノスアイレス空港を飛び立ったのが一年半前でした。しかし、両親の故郷である和歌山県の人々に暖く迎えられ、その不安も1カ月たらずで消えてしまい、いつまでも日本へ残り花の勉強をしたい気持ちでいっぱいです。

和歌山県農業大学校、農業試験場紀南分場、花木、キク、カーネーションを栽培している農家で、基礎的な栽培技術をはじめ、これからの花木の生産方法などについていろいろなことを教えていただき、また愛知県、大阪府、兵庫県の花木栽培先進地を見学させていただき木当によい勉強になりました。

農業大学校から花木を栽培している農家へ移るとき「せっかく慣れ、友達もできたところなのに」と農家が変わるごに思いましたが、今となってみると、若者が集まる農業大学校、進んだ研究をする試験場、それぞれ違った経営をする各農家、行くところ、行くところで新しい問題にぶつかり、一つのことだけでなく、いろいろな方向から農業をみることができよかったです。

来る日も来る日も温室のベンキぬりをしたこと、流れる汗をぬぐいながら草ひきをした暑い日、温室のポイラーが気になりふるえながら見に行った冬の夜、いろいろなことが思い出されますが、一つ一つの技術が僕のものとなりました。

日本は公害の国だと、アルゼンチンまで聞こえていて、農村にも工場がたちならび、黒い煙でムンムンしているのだと思ながら来たのですが、全然想像していたのとは違い、農家では一軒一軒が新しい機械をとり入れ栽培の省力化と経営規模の拡大を図り、経営を合理化し、よく勉強して最高の技術で花木栽培をしているのにはびっくりしました。愛知県などでは企業化した農業経営をしている所などがあり、自分の目で確かめて大変勉強になりました。

アルゼンチンの花き栽培もある程度技術的には進んでいますが、むこうから日本へ導入するものはないと思います。日本の新しい農業技術を持ち帰り、両親と花木栽培ができるということが一番大きな収穫です。両親はブエノスアイレスの郊外でキクやバラ、カーネーションの温室栽培をしています。日本のように良い農機具がなく、ほとんど人力に頼っていて労力が不足したり、新しい病気が発生しても相談するところがなかったり、いろいろな問題点があり困っています。

一年半という短い間に学んだことを帰国してから生かして行きたいと思いますが、気象や土地条件でそっくりそのままいかすことができないので、日本で使った花の本や病害虫の本を参考に、できるだけのくふうを加えながら自分のものにして行きたいです。

今、むこうで小さなブームをよび、買いたい商人が多いのに作る人がなく、これから伸びるだろうと予想される盆栽について、花木栽培を専門にしている農家で栽培技術を教えていただいたので、両親がいままで作って来た温室の花に、サツキの盆栽を加えた花一本の自立経営をして行きたいと思います。現在の栽培面積をもつと広くし、できるだけ施設の近代化を図り、最高の技術でりっぱな花を作り「アルゼンチン」一の花木栽培農家になりたい、と夢は限りなく広がります。またそれが、御世話になった日本の人々へできるただ一つの恩返しだと思います。

b. 学校経営

移住者子弟の学校教育については、原則的にはその国の教育制度の中にくりこまれている。しかしながら、中南米諸国の教育制度はわが国のそれに比較して、かなり後進的な面を持っている。とくにそれが僻地の場合は甚だしい。当事業団としては、一刻もゆるがせにできない移住者子弟の教育を充実させるため、相手国教育制度の補完という意味で、種々の援助を行なっている。

例えば、校舎、寄宿舎、教員宿舎などの施設設備の建設、教具教材類の整備、さらに教師に対する謝金の支給、育英資金の給付、スクールバスの配置などである。

その援助の度合は、その国の教育制度、とくに教育財政面との相関関係で一律に記述できないが、その大要を示すとつぎの諸表のとおりである。

学校施設概要

支 部	移 住 地	施 設	数量	構 造	規 模 (㎡)	取得年月
リオ・デ・ジャネイロ	フンジャール	小学校校舎	1	レンガ	119	36. 3
		〃 (増築)	1	〃		36. 9
サン・パウロ	バルゼア・アレグレ	収容所兼校舎	1	木造	320	34. 2
		〃	1	レンガ	139	35. 3
	ジャカレイ	収容所兼校舎	1	レンガ	140	36. 3
		小学校校舎	1	〃	303.45	46. 9
		教員宿舎	1	〃	66	44. 2
	グワタバラ	収容所兼校舎	1	ブロック	317.82	37. 3
		小学校校舎	1	レンガ	187.2	38. 3
		〃 (増築)	1	〃	296.4	40. 3
		教員宿舎	1	〃	70	38. 3
	〃	〃	1	〃	86.4	40. 3
ピニヤール	収容所兼校舎	1	木造	322	38. 3	
	教員宿舎	1	レンガ	66.345	44. 3	
	日光植民地	教員宿舎	1	木造	66	41. 3
桜植民地	小学校校舎	1	木造	240	38. 3	
ポルト・アレグレ	ラーモス	小学校校舎	1	木造	150	38. 3
		〃 附風施設	1	レンガ	35.15	43. 7
		教員宿舎	1	〃	45.1	41. 3
		〃	1	〃	55.11	45. 3
ベレーン	マノウス	ポルトベリョ小、教員宿舎	1	木造		40.11
		寄宿舎	1	〃	328	42. 3
	第1トマス	小学校校舎	1	木造		33. 3

支 部	移 住 地	施 設	数 量	構 造	規 模 (㎡)	取 得 年 月	
ベレーン	第2トメアス	第1センター小学校校舎	1	レンガ	260	42.3	
		“ 教員宿舎	1	“	48	41.7	
		“ “	1	“	60	45.3	
		第2センター小学校校舎	1	“	72	42.3	
		“ “ (増築)	1	“	141	43.3	
		同校附属施設		“	142	43.3	
		第2センター教員宿舎	1	“	52	43.12	
		“ “	1	“	50.75	42.3	
		同 発 電 小 屋	1	“	52	43.3	
アスンシオン	イ グ ア ス	収容所兼校舎 (E地区インテルト)	1	木造	156	39.3	
		市街地小学校校舎	1	レンガ	271.575	42.3	
		“ “ (マリスカルト)	1	“	270	17年度着 工繰越	
		教員宿舎	1	“	49.32	40.3	
		“ “	1	“	51	42.3	
			“ “	1	“	60	48.3(予)
	フ ラ ム	フジ小学校校舎	フジ小学校校舎	1	木造	169.5	33.3
			“ “	1	レンガ	146.745	40.3
			“ 教員宿舎	1	“	49.32	40.3
			ラパス小学校校舎	1	木造	144	34.3
			“ “	1	レンガ	146.745	40.3
			“ 教員宿舎	1	“	49.32	40.3
			サンクローサ小学校校舎	1	木造	178.5	34.3
“ “			1	“	178.5	35.3	
“ “			1	レンガ	146.745	40.3	
“ 教員宿舎			1	“	49.32	40.3	
チ ャ ベ ス	中央小学校校舎	中央小学校校舎	1	木造	117	33.3	
		“ “	1	レンガ	146.745	40.3	
		教員宿舎	1	“	49.32	40.3	
		ウルグアイ小学校校舎	1	木造	99	35.3	
アルト・パラナ	アカカラジャ23K小学校校舎	アカカラジャ23K小学校校舎	2	木造	136×2	35.3	
		“ “ (建替)	1	レンガ	374.9	46.6	
		“ 教員宿舎	1	“	49.32	41.3	
		“ 17K小学校校舎	1	木造	136	35.3	
		“ 教員宿舎	1	レンガ	49.32	40.3	
		ピラポ22K小学校校舎	1	木造	188	36.3	
		“ “	1	レンガ	270	49.3(予)	
		“ 教員宿舎	1	“	49.32	41.3	
		“ 13K小学校校舎	1	“	270	48.3(予)	
		“ 教員宿舎	1	“	49.32	41.3	
		カレンズ7K小学校校舎	1	木造	112	38.3	
		“ 教員宿舎	1	レンガ	49.32	40.3	

支 部	移 住 地	施 設	数 量	構 造	規 模 (㎡)	取得年月	
アスンシオン	アマンバイ	ベドロファンJ.K市寄宿舎	1	レンガ	498.9	49.3(予)	
サンタ・クルース	サンタ・クルース市内	宿 舎 舎	1	レンガ	690	49.3(予)	
		サンファン	12K(後期)小学校校舎	1	レンガ	383	38.3
			12Kサンファン小学校校舎	1	〃	701.6	43.3
			20K小学校校舎(大和ビクトル)	1	〃	224	41.3
			28K 〃 (〃)	1	〃	224	41.3
			12K中学校校舎	1	〃	240	34.12
			〃	1	〃	440	39.10
			12K中学校寄宿舎 (便所・浴室・食堂)	各1	〃	910	35.12~
			12K教員宿舎(中学用)	1	〃	72	36.6
			各区教員宿舎	6	〃	270	43.3
	39.10						
	オキナワ第1	小中学校校舎	小学校校舎	1	レンガ	225	45.9
			小学校校舎	1	〃	270	47.9
オキナワ第2	ヌエバエスベランサ小学校校舎	教員宿舎	1	レンガ	269.5	48.3(予)	
		教員宿舎	1	〃	61	45.12	
オキナワ第3	モンテクリスト小中学校校舎	教員宿舎	1	レンガ	366	40.3	
		教員宿舎	1	〃	60	45.3	
ブエノス・アイレス	ガルアベ	第86小学校校舎	1	レンガ	212	42.3	
		第85小学校校舎	1	木造	272	35.3	
		教員宿舎	1	レンガ	56	38.3	

生徒数・教師数

(昭和48年2月現在)

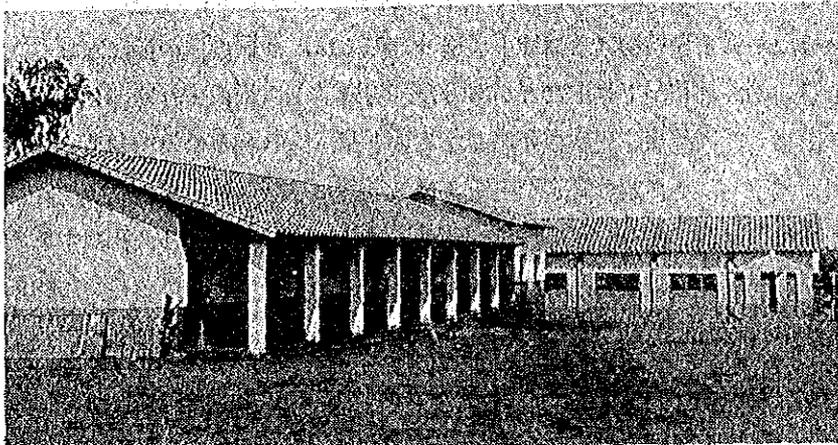
註) 1. 生徒数欄の()は日系生徒数

2. 教師数欄の()は昭和47年度当回謝金交付実績数

(支 部) 移 住 地	学 校	学 年 別 生 徒 数						計	教師数
		1	2	3	4	5	6		
(ベレーン) 第2トメアスー	イピランガ小学校 (第1センター)	41 (35)	22 (17)	18 (14)	17 (15)	10 (7)		108 (88)	4 (4)
	エスベランサ小学校 (第2センター)	28 (25)	6 (4)	8 (7)	7 (6)			49 (42)	3 (3)
アカラ	アラシドヌーネス 小学校	46 (41)	10 (8)	8 (6)	7 (4)	8 (7)		79 (66)	3 (3)
エフィゼニオ・サーレス	オビドール・サンバイ オ小学校	(12)	(14)	(10)	(8)	(3)		(47)	(5)
モンテ・アレグレ	ドイスガーリョ小学校	(3)	(6)	(1)	(8)	(2)		(20)	(2)
ベラビスタ	アリアウ No.1 小学校	(9)	(12)	(4)	(5)	(5)		(35)	(3)

(支 部) 移 住 地	学 校	学 年 別 生 徒 数							計	教師数
		1	2	3	4	5	6			
(レシーフェ)										
ナタール	A. C. マルタ小学校	8 (2)	10 (1)	27 (2)	9 (1)			54 (6)	(1)	
ジェラーナ	ジェラーナ小学校	21 (6)	14 (3)	9 (1)	0 (0)			44 (10)	(1)	
ウナ	C. R. ベツリア小学校	34 (3)	152 (2)	93 (3)	58 (2)			337 (10)	(1)	
イツベラ	A. M. ベゼーロス小学 校	57 (0)	68 (4)	26 (1)	25 (1)			176 (6)	(1)	
クビチエック	A. パルビーノ小学校	46 (6)	57 (11)	74 (7)	93 (12)			270 (36)	(4)	
(サン・パウロ)										
ピニャール	ピニャール小学校	8 (5)	10 (4)	11 (6)	9 (5)			38 (20)	1 (1)	
ジャカレイ	中央パラエティ小学校	44 (8)	29 (9)	21 (7)	23 (12)			117 (36)	3 (3)	
グアタバラ	グアタバラ小学校	18 (12)	13 (9)	18 (16)	10 (10)			59 (47)	4 (4)	
バルゼア・アレグレ	バルゼア・ジャミック 小学校	17 (10)	13 (8)	17 (9)	14 (12)			61 (39)	1 (-)	
日光	マリア・エレナ・ベレ ン小学校	23 (10)	14 (9)	18 (8)	13 (7)			68 (34)	1 (1)	
桜・高森	桜小学校	26 (14)	22 (12)	18 (10)	12 (7)			78 (43)	3 (-)	
(ポルト・アレグレ)										
ラーモス	ラーモス小学校	27 (7)	28 (12)	28 (7)	19 (8)			102 (34)	2 (2)	
(リオ・デ・ジャネイロ)										
フンシャル		19 (7)	18 (8)	16 (5)	4 (2)			57 (22)	4 (4)	
(アスンシオン)										
イグアスー	マリスカル・ロベス 小学校	32 (12)	31 (13)	28 (15)	33 (19)	20 (9)	14 (11)	158 (79)	3 (1)	
アルト・パラナ	アカカラジャ23K 小学校	38 (14)	64 (28)	40 (16)	34 (13)	31 (15)	19 (6)	226 (92)	4 (1)	
	ピラポ22K小学校	24 (6)	26 (11)	19 (7)	20 (11)	12 (8)	8 (4)	109 (47)	3 (1)	
	ピラポ13K小学校	22 (11)	14 (9)	8 (7)	9 (7)	7 (7)	10 (8)	70 (49)	3 (0)	
フラム	フジ小学校	26 (6)	27 (12)	33 (7)	40 (15)	44 (15)	18 (15)	188 (70)	4 (0)	
	ラパス小学校	35 (14)	16 (6)	12 (4)	10 (5)	14 (11)	8 (7)	95 (47)	2 (0)	
	サンタローサ小学校	36 (31)	31 (23)	29 (19)	23 (23)	19 (9)	29 (24)	167 (129)	3 (0)	
	フラム中学校	25 (22)	18 (17)	13 (10)				56 (49)	6 (5)	
チャベス	チャベス中央小学校	60 (5)	60 (3)	50 (9)	34 (4)	37 (3)	27 (7)	268 (31)	5 (0)	

(支 部) 移 住 地	学 校	学 年 別 生 徒 数							計	教師数
		1	2	3	4	5	6			
チ ャ ベ ス	ウルグワイ小学校	63 (0)	42 (3)	24 (2)	17 (3)	24 (2)	10 (7)	180 (17)	2 (0)	
ア マ ン バ イ	シリグエロ小学校	27 (4)	15 (2)	7 (3)	17 (4)	4 (0)	4 (1)	74 (14)	1 (1)	
	サンハイタンピクル ス小学校	17 (3)	12 (3)	15 (7)	9 (1)	7 (3)	0 (0)	60 (17)	1 (1)	
(サンタ・クルース)										
サ ン フ ァ ン	サンファン小中学校 小学部	99 (46)	67 (34)	65 (32)	62 (39)	44 (25)		337 (176)	15 (11)	
	中学部	37 (26)	50 (39)	28 (16)	24 (18)			139 (99)	9 (7)	
オ キ ナ ワ 第 1	オキナワ第1小中学校 小学部	30 (24)	33 (29)	56 (45)	37 (34)	40 (37)		196 (169)	6 (4)	
	中学部	42 (38)	40 (38)	29 (27)				111 (103)	10 (7)	
オ キ ナ ワ 第 2	ヌエパエスベランサ小 中学校	40 (32)	34 (32)	21 (20)	28 (24)	22 (21)		145 (129)	5 (4)	
	中学部	25 (21)	23 (22)	14 (13)				62 (56)	5 (3)	
オ キ ナ ワ 第 3	モンテクリスト小中 学校	17 (16)	9 (9)	10 (10)	14 (14)	17 (17)			5 (5)	
	小学部	11 (11)	10 (10)	7 (7)					4 (2)	
(ブエノス・アイレス)										
ガ ル ア ベ ー	第86小学校	12 (10)	5 (4)	2 (2)	7 (4)	7 (6)	3 (3)	2 (2)	38 (31)	2 (2)



イグアス小学校

(6) 入植地への企業誘致

当事業団が管理経営する移住地は、いずれも農業を目的としたものである。したがって、そこで産出する農産物の加工という問題は、移住地の生成発展と大きなかかわりあいを持つわけである。すなわち、原材料供給源としての性格と、農産加工場としての性格がマッチすることが望ましい。農産加工工場を誘置しようとする要求は、強い。

当事業団の移住地に現存する企業は、パラグアイ国におけるイタプア製油商工株式会社、パラグアイ絹糸工業株式会社、イグアス農牧開発株式会社などが、その主なものであるが順次その設立の経緯、会社の概要について述べてみよう。

a. イタプア製油商工株式会社（日本イタプア製油投資株式会社）

前述したように、（35ページ参照）当事業団の前身である移住会社は、パラグアイ国南東部の農牧地帯に、フラム、アルト・パラナの移住地を購入し、チャベス（パラグアイ国営）と合せて3つの大きな日本人集団地を形成し、この地域における主要作物として、先住ドイツ系植民の先例にならい、永年作物としてツング（油桐）栽培にその主力を注いできた。1966年（昭和41年）には、その栽培面積は8,700haに達し、桐実生産も急激に増加し、1971年（昭和46年）以降は、年産約34,000トン以上に達する見込みとなった。

しかしながら、パラグアイ国が海を持たない国であり、かつ国内市場が狭少であるため、これら農産物（入植地の農産物としては、油桐のほか、大豆、マテ茶、とうもろこし、綿花、トマトなどがあつた）を野放しに増産すれば、いたずらに国内市場に氾濫し、国外商業資本の好餌となることが懸念されるのみでなく、移住者の営農成績は低下し、その定着安定を阻害される危険が予想されるにいたつた。このことは、当事業団発足以前から営農指導にあつていた海協連、移住会社はもちろん、移住者自身も予想していたことであり、強力な改善施策が望まれていた。1963年8月、当事業団が発足してから、この問題は具体的な動きをみせ、1964年には、パラグアイ国の要請による海外技術協力事業団の調査員による桐油製造の調査が行なわれ、さらに翌年、三井物産社長水上達三を団長とする南米経済使節団の一行は、パラグアイ国に立寄り、同国政府要人から、日本資本による農産物加工企業進出の要請をうけた。同年、海外移住審議会（会長水上達三）もこの問題を取りあげ、その必要性を確認した。翌

1966年(昭和41年)春,当事業団は,全額日本資本によることを前提とした計画策定のため専門家4名(当事業団職員1名をふくむ)を派遣した。

現地企業に対する投資会社としての「日本イタプア製油投資株式会社」が設立されたのは,1967年(昭和42年)8月28日である。

設立時の概要は,

(資本金) 1億5千万円

(株主) 海外移住事業団(1億円), 三井物産(株), 三菱商事(株), 伊藤忠商事(株), 丸紅飯田(株)(各社5千万円)

(社長) 広岡謙二(当事業団理事長)

(本社) 東京都新宿区本塩町8-2(海外移住事業団内)

その後,同会社は1968年(昭和43年)9月12日,海外経済協力基金から1億5千万円,70年9月25日当事業団から1億5千万円,71年2月10日海外経済協力基金から5千万円,三井物産から2千万円,三菱,伊藤忠,丸紅飯田から各1千万円,さらに同年4月30日,大阪商船三井船(株)から1千万円が投資された。

また,社長には1967年(昭和42年)10月31日,石井喬(元パラグアイ大使)が就任し,73年(昭和48年)1月31日,安藤吉光(当事業団理事)に交替した。

日本イタプア製油投資株式会社の現地企業として,「イタプア製油商工株式会社」(Cia. Aceitera de Itapua Comercial e Industrial, S. A. 略称 CAICISA)が,パラグアイ国大統領令2223号(1968年12月30日付,同社の定款および法人格を認可するという趣旨のもの)にもとづいて,設立登記を完了したのは,1969年(昭和44年)1月13日である。同年2月から工場建設を開始し,翌年6月には主要設備の建設を終った。その後約2カ月間試運転を実施し,1970年(昭和45年)9月14日,正式に投資会社から製油商工への工場設備などの引渡しが行なわれた。翌15日,開所式を行ない操業を開始したのであるが,1970年(昭和45年)12月までは試験操業の域を出なかった。

1971年(昭和46年)の操業実績はつぎのとおりである。

・操業期間

1月~6月,10月~12月の約10カ月間は桐油,7月~9月の約2カ月は大豆油製造を実施

・原料消費料

油桐(からつき)25,458トン,大豆3,002トン

・生産量(販売量)

桐油4,804トン(2,364トン),大豆油490トン(332トン),大豆粕2,250トン(2,249

トン)

・収支 (1 ガラニ = 2.404円とした円額, 単位千円)

(収入	272,333)	(支出	275,211)
売上高	270,525	売上原価	180,330
営業外収入	1,808	販売費	61,516
(当期損失	2,878)	管理費	30,215
		営業外支出	3,150

・資産負債 (1971年12月31日現在, 単位千円)

(資産)		(負債・資本)	
流動資産	249,790	負債	999,916
固定資産	691,800	資本金	245,208
繰延勘定	269,345	(欠損金)	34,189

参考までに, 投資会社の1971年(昭和46年)4月~72年3月の収支は(単位千円)

(収入	44,426)	(支出	58,336)
CAICISA 投資収入	41,577	借入金利息	27,870
営業外収入	2,849	管理費	24,893
(当期損失	13,910)	営業外支出	5,573

資産および負債は, (72年3月31日現在)

(資産)		(負債・資本)	
流動資産	26,378	流動負債	5,705
固定資産	1,121,176	固定負債	633,000
繰延勘定	2,271	資本金	560,000
		(欠損金)	48,879

上述したように, イタプア製油の経営状況は必ずしも好調とはいえない。この原因としては, 創業間もないこと, 桐油の世界市場における市況が活発でないこと, 移住者の利益を考慮した場合, むやみに原料の低価購入のできないことなどの客観事情の他に, 過大投資による償却費の圧迫, 販売機構の問題, 一般管理費の増大など経営自体の問題もふくまれていることも否定できない。1973年に入って経営の合理化が漸行されたが, 新しい経営陣により, 当初の目的が達成されることが期待されている。

b. パラグアイ絹糸工業株式会社

(Industria de Seda Paraguaya S. A. 略称 ISEPSA)

この会社は、当事業団のパラグアイ国アルト・パラナ移住地の中心部にある。(工場敷地11.94haは当事業団から分譲)片倉工業株式会社、伊藤忠商事株式会社、東洋企業株式会社の3社の共同出資によるもので、1969年(昭和44年)7月設立、1970年(昭和45年)4月から操業を開始した。事業内容は、生繭集買、乾繭処理、生糸製造販売を目的としている。

同社の事業計画説明書(1968年9月作成)には、その設立の趣旨をつぎのとおり述べている。

戦後、急速に衣料の合繊化が進んできたが、我国では近年、所得水準の向上に支えられて生糸及び絹製品に対する需要に根強いものがあり、需要は増加傾向を辿っている。つまり絹に対する伝統的な嗜好乃至憧憬は技術革新の波を以っても変化していない。この様な需要を背景に、我々は予てから国内供給源の確保と並行して海外に於ける生糸供給源の開発を検討してきた。

パラグアイ国は戦後約7,000人の日本人が、海外移住事業団の斡旋にて入植しているが、今般、同事業団ではこれら入植者の一部に養蚕導入を企図しており、本事業はこの企画に連携する形で研究されてきた。パラグアイの入植地は土地が広大かつ肥沃で気候的に養蚕に適し、桑の生育は日本に比べ著しく速く、年間8カ月間の飼育が可能であることが、本年2月日本政府から派遣された養蚕専門家調査団による試験飼育及び調査の結果、確かめられている。即ち養蚕に対し非常に有利な条件を有している。

本事業に関してはパラグアイ政府も同国の経済開発に貢献するところから期待をよせており、税制面で可成りの便宜を供与してくれた。

本計画は上記の様な背景のもとに、第一段階乾繭工場から発足し、繭生産の増加に伴って第二段階として製糸工程に進むことを目標としている。因みに最近の我国の繭生産高は年間11万トン前後であるが、本事業は最高で年間1,000トンの目標であり、我国の養蚕業に対しては殆んど影響を及ぼさないと考えられる。

以上の如く、本事業は

- ①新しい生糸供給源の開発
- ②パラグアイに於ける日本人入植者の所得向上に貢献

③パラグアイ国に対する経済協力、という三点を主眼に立案されたものである。

上記3社は、1966年(昭和41年)9月頃から、当事業団と協力して養蚕事業導入の検討を開始し、翌年5月には、現地調査を行なった。この結果有望であるとの確信を強め、同年9月には、当事業団の手によって桑穂木4万本が、アルト・パラナ農場に試植され、桑園造成の母体となった。1968年(昭和43年)2月には、海外技術協力事業団から養蚕技術専門家3名が派遣され、テスト養蚕も開始された。このテストの結果、土壌、気象条件および入植者の経営実態などの点から、他作目にくらべて養蚕の有利性が認められ、さらにテスト養蚕が一部の移住者の間で続けられた。

このような慎重な準備が重ねられ、工場設備が建設され、操業を開始したのは1970年(昭和45年)4月からである。

最近の同社の概要はつぎのとおりである。

本社所在地：パラグアイ国アスンシオン市

工場所在地：パラグアイ国イタプア県アルト・パラナ入植地

資本金：5千5百万グアラニー（1億6千1百万円）

工場設備額：1億3千6百万円

原料処理能力：生繭年500トン

c. イグアス農牧開発株式会社

(Compania Agropecuaria de Yguazu S. A. 略称 CAYSA)

この会社は、当事業団のパラグアイ国、アルト・パラナ移住地のはずれ中央部にある。1970年(昭和45年)7月29日、設立登記を完了し発足した。1972年(昭和47年)12月現在の資本金680万グアラニー(邦貨換算約1億7千万円)、総面積約9,640haを保有し、牛800頭、鶏6,000羽を飼育している。畜産を主業とするが、約150haにとらもろこし、大豆を栽培し、主として自家用家畜の飼料にあてている。この他、製材業、牧草の研究、牛の品種改良、研修生の養成などを行なっている。

当社は設立後間もなく、現在建設途上にあるので、その業績も前述の程度であるが、その目的とする所は大きく、同社の設立計画書を要約すれば、つぎのとおりである。

1. 近代的畜産の導入による日本人開拓営農の確立と生活の向上。

パラグアイの戦後日本人の入植地の営農は、まだ軌道に乗ってはいない。その主な原因は永年作物に安定したものがないからである。隣接外国人入植地は、畜

産（育牛）を主体として成功しているが、畜産には資本と経験と年月を要する。日本資本を投入し、海外移住事業団と協力して、優良牧野の造成、家畜の改良、短期肥育の実施、獣疫の予防、畜産物の衛生的加工および製品の海外輸出など一連の畜産の近代化をはかり、日本人生活の安定、ひいてはパラグアイ国の経済発展に寄与したい。

2. 窮乏する日本の食肉資源の補充対策。

日本人の牛肉摂取量は、欧米諸国に比して極めてすくない。これを倍増するためには、輸入肉に依存せざるを得ないが、肉飢饉は世界的なものである。当社は年間2万トン程度（昭和42年の日本牛肉生産量は約15万トン）の対日輸出の実現を期している。

3. 南米では牧牛事業は最も安全有利な事業。

パラグアイ国の当地方では、広大無限の自然牧野に年中緑草の絶える時がなく、牧牛の最適地である。しかも需要は国内国外とも無限であり、価格も安定しており、最も有利安全な事業である。

〔設立の経緯〕（同社の会社概要から）

本計画の提案者那須は1965年（昭和40年）に南米諸国を歴訪し、深き感銘を受けて本構想を抱くに至り、これを該地日系の有力者に図ったところ、いずれも最も熱烈に共鳴してその支持を約束された。帰国後、これを若干の知友の間に図り、これまた最も熱意ある賛同を得た。そこで本考案を具体化すべき計画に乗り出し1966年（昭和41年）6月以降このため同志としばしば会合し、時には南米より来日せる現地経済界、農業界の最も有力なる人々を交えて協議した。

その間、現地情勢について苦心して調査にあたり、翌年11月には同志数名と共に再び南米を訪問して、パラグアイ及びブラジルの両国に約1カ月を過した。パラグアイに於ては同国大統領、閣僚諸公、日本大使を始めとし朝野の有力者と会談を重ねると共に、国内各地を出来得る限り詳細に視察した。またブラジルにては日系の最有力の人々と忌憚なき意見を交換した。

1968年（昭和43年）12月、その投資会社である南米開発株式会社（本社東京、47年5月現在の資本金3億6千万円）を設立し、翌年現地に社員を派遣し準備をすすめ、1970年（昭和45年）7月の正式発足をみたわけである。なお、南米開発株式会社は、1969年（昭和44年）6月、ブラジル国マツト・グロッソ州に事業所（牧場）をもつ、日伯農牧株式会社を日伯合弁資本で経営している。

(7) 医療事情の改善

営農指導、教育、医療の問題は、移住者に対する当事業団援護施策の3本柱といえよう。もともと、医療・教育問題は移住先国の制度の中にくり入れられる筋合のもので、日本政府や当事業団が介入すべきではないという意見がある。もちろん、原則的にはその理論が正しいかも知れぬが、現実には必ずしもそうではない。当事業団の医療、教育に対する援護施策の方針も、「相手国制度の補完」という原則をつらぬいているが、言語風俗の相異、高額な医療費の負担能力などの面を考慮して、医療問題については、かなりの援護を行なっているのが現状である。

当事業団の行なっている医療関係業務としては、①診療所の運営、②特約医の設置、③巡回診療業務、④衛生知識の普及などが主なものであるが、これらについては現状の説明にとどめ、この節では、まず医師および看護婦の養成について、詳述することにしよう。

a. 医師および看護婦の養成

わが国でも農村や僻地の医師の確保はなかなか困難である。当事業団の入植地も、その意味では同様である。なんとかして入植地にいく医師や看護婦を養成しようとするのがこの制度である。

(a) 移住地衛生指導医研修制度（研修医制度）

1963年（昭和38年）4月26日付、海協連会長はサン・パウロおよびリオ・デ・ジャネイロ支部長にあてて、研修医の募集について、大要つぎのような指示を与えた。「昭和38年度の本部予算に新たな費目として研修医受入費170万円余が計上された。については、下記要領に従って適当者を推せんせよ」

<記>

1. 本制度の名称：移住地衛生指導医研修制度（略して研修医制度）
2. 目的：中南米各地に散在する邦人移住者の医療衛生状態を向上するために必要な医師を日本において養成する。
3. 募集人員：ブラジルから2名
4. 資格：ブラジルに在住する日本人または日系人で現地の医科大学を卒業した40歳未満の男子（以下略）
5. 研修期間と場所：2年間、日本国内において本部が指定する医科大学、研究所

または病院

6. 経費負担：旅費往復、滞在費月額5万円は海協連負担、その他自己負担
7. 義務：研修終了の日から起算し4年間、海協連の指定する場所において医療活動に従事すること。なお、この4年間の身分は当会現地支部の嘱託医とする。

この文書で明らかなように、この研修医制度は、海協連から引きつがれたものである。推せんの手配をうけた両支部は、在ブラジル日本大使田付景一、サン・パウロ総領事鶴我七蔵、在サンパウロ日本ラテン・アメリカ医学協会日本関係理事細江静男などの協力を得て入選にあたり、伊東澄男、片山啓吾の2名(いずれも二世)を推せんしてきた。伊東、片山の第1回研修医は、当事業団発足後まもない1963(昭和38)年8月13日、横浜入港の「あるぜんちな丸」で来日し、それぞれの研修機関に配属された。

その後、この制度は後述するように若干の問題点をふくんでいたため、1969年の「医師育成助成制度」に発展的解消し、3回(6名)で打切られたが、この間の研修医の氏名などは次表のとおりである。

回	氏名(生年)	研修期間	研修機関	研修科目
1	伊東澄男(1935)	1963年8月	慶応大学 国立癌センター	産婦人科 外科
	片山啓吾(1934)	1965年9月		
2	赤嶺オズワルド(1938)	1966年4月	東京大学 慶応大学	泌尿器科 眼科
	肥田正人(1937)	1968年3月		
3	本道幸七(1937)	1968年4月	慶応大学 国立癌センター	外科 外科
	越智健(1941)	1970年4月		

第3回研修医越智健は、帰国にあたりつぎのような所感文を残している。残り5名も同じ気持をいだいてブラジルに帰っていったので、越智に代弁してもらおうことにしよう。

移住事業団より「日本に行って2年間医学の勉強をしませんか」と言われたので私は承知して1968年4月8日にブラジル、ベレン市を飛行機で出発し、4月10日に日本(羽田)に着きました。

羽田には事業団の方々を迎えに来ていただき、その後日本に留学中もずっとお世話をして下さいました。渡日後、各方面の方々に紹介していただき、私の希望する

技術に対し、いろいろ検討して下さい、現在思えば一番希望し、又研究のしがいのあった方面にラテン・アメリカ医学協会を通して日本医師会長のはからいで、国立がんセンターに留学することになりました。

外科を2年間専攻し、内視鏡（食道、胃、肺、直腸）を研究して、1970年3月31日にて終わりました。過去2年間には、医学の方はもちろんの事、日本の事も少なからず覚えました。

医学に対しては、テクニック、オルガニゼーション、システムを覚えました。次の二つの事を知りました。

第一は、医者対患者の Relationship, 患者に対しては病気のみならず人間として診察すること。

第二は日本の医師の考えはブラジルで医書を読んでいたのではわからない。日本に来て日本の医師の中に入って暮らして始めて日本の医師の考えがわかりました。以上二つの事は私の大きな留学の収穫でした。

日本の医学は世界でも屈指の進歩を示しており、決してアメリカに対して優るとも劣らぬ事をこの目で確認いたしました。

日本に来たときは日本語も充分でなく、習慣もわかりませんでした。各地に旅行して日本の建物の技術、芸術はもちろん、風光を觀賞し、風俗習慣を見て、見聞を広め、父母の国、日本をある程度理解できました。日本人の心と考えが幾分理解できました。日本の生活水準が高く、世界の第3番目の国であるということが、よくわかりました。

日本の皆様に対するお礼の言葉はいくら言ってもいいきれません。

私は日本人の二世である事をほこりに思っております。私はブラジルに帰ったら日本人のために尽くします。それと共に修得した日本医学の技術をブラジルに広めてゆきます。

私はブラジルの二世です。心にはブラジルの旗をかかげますが、働く時には胸に日の丸の旗をつけて働きます。

直接事業団の皆様には、お礼を申し上げますが、私は広く日本の皆様へ大きな声でお礼を言いたい心境です。

色々お世話になりありがとうございました。どなたでもブラジルに来られて私の援助の欲しい方には労をいといません。（昭和45年3月31日）

(b) 医師育成助成制度

前述した研修医制度は、中南米各地の日本人集団移住地に、一定期間常駐して診療にあたることを義務づけていた。ところが、研修医の中には、当事業団の期待に反してこの義務の履行に対して拒否的な態度にでるものが大部分であった。これには種々の理由、例えば入選時における義務条項の不徹底、義務期間中の待遇問題、ブラジルの医療事情などがあり、一方的に研修医の契約違反ときめつけかねる面もあるが、結果的にはこの制度の目的とは離反したものになった。さらに、現地において医師資格を取得したことを条件とすれば、現実にはブラジル出身者に限定されることになり、ボリビア、パラグアイ、アルゼンチンなどの諸国では該当適格者がいないということになった。これらの問題点や日本国内の医師事情を考慮して考えられたのが、1969年（昭和44年）から実施された「医師育成助成制度」である。この制度の概要はつぎのとおりである。

医師育成計画

事業団では、医療衛生援護業務の一貫として、ブラジル、ボリビア、パラグアイ3国の奥地集団邦人移住地に診療所を設置し、そこに勤務する医師を、本邦より派遣している。

これら派遣医師の人選は、①日本内地において医師絶対数が不足気味である。②所得水準が極めて高い。③近代医学は、日進月歩を遂げていることから、自己の研究の都合上、都会を離れたがらない、等の理由で極めて困難な現況にある。

従って、このまま推移するならば、南米移住地の如きいわゆる僻地に勤務する医師を確保することは、早晩殆んど不可能に近くなるであろうことが十分予測される。

事業団が診療所を設置している、後進国の奥地集団移住地にあつては、医師の常駐は、移住者が安心して営農に勤しむことが出来るための必須要件の一つであり、無医村として放置することはできない。

これが対策として、診療所が設定されている当該国の邦人入植者子弟の中から、医師になるに十分なる素質を有するにもかかわらず、その家族が学費を負担するにたえる経済力を有していない医科大学在大学生を厳選し、彼等に学費を支給の上大学を卒業し、医師資格を取得後、2ヵ年以上当団運営の診療所に勤務することを義務づけ、もって医師の確保を計るものである。

育成費の交付対象者は、原則として、将来勤務を予定される診療所のある移住地の入植者子弟であつて、当該人の能力、人物、家庭の経済力等を勘案して、支部長

が診療所勤務医として望ましいと判断する医科大学在大学生とし、勉学するための必要最少限度の学費を次の内訳により支給するものとする。

(1) 支給月額 医科大学生 1 名当り U. S. \$ 95.00

(2) 内訳 寄宿費 // 40.00

図書費 \$15×3種類 // 45.00

実験費 // 10.00

(3) 支給期間 医科大学義務年限の 6 カ年間以内。(大学卒業後 1 カ年間、インターンの義務を課されるが、この間は育成費を支給しない。)

医師資格取得後一定時期に、2 カ年間以上当団が指定する診療所に勤務することを義務づけることとするが、この間の服務並びに給与条件は事業団の定める規準によるものとする。但し、地元の経済力の成長に伴い、給与の一部を地元負担とすることも併せ考えて行きたい。

支給した育成費は、義務条項を設定するため、全額返還を免除することとする。但し、受給者が医師資格取得後義務を履行しない場合は支給した育成費の全額を返還させることとする。

看護婦養成計画

現在、当団の直営ないしこれに準ずる診療所に勤務している看護婦は、その殆んどが無資格者であり、止むなく移住者子弟の中より目ぼしい人物をピックアップし、医師が、実地を踏ませながら、時間をかけて養成しているのが現状である。

直営診療所の医師定員は 1 名のところが大部分であり、有能な看護婦が配置されねば、円滑なる診療活動は期待し難いし、現況のままで万一の事態が発生でもした場合、事業団の責任問題ともなりかねない。看護婦の養成、及び適正配置は緊急に実施せねばならない業務の一つである。

この対策として、将来診療所に勤務する看護婦として望ましいと支部長が判断する移住者子弟を、当該国の国立病院又は大学病院へ 1 カ年間派遣し、準看護婦に養成し、研修終了後、3 カ年間、指定する診療所に勤務することを義務づけることといたしたい。この研修期間中 1 日 1 米ドルの範囲内で食費を補助することにより、研修がスムーズに終了するように配慮する。

この制度によって養成中の医師および看護婦は、現在までつぎのとおりである。

〈医 師〉

氏 名	出身入植地	就学大学	支給年度(昭和)		
熊谷 清	パラグアイ国 フラム	アスンシオン国立大学	44	45	46
前田 裕	同 イグアス	〃		45	46
佐野 政男	同 フラム	〃			46
鳥越 義房	ボリビア国 サンファン	サンフランシスコデハビエル大学	44	45	46
玉城 政雄	同 オキナワ第2	サン・アンドレ大学		45	46
神谷 敏明	同 オキナワ第1	サン・シモン大学			46
及川 定一		パラ総合大学		45	46

〈看護婦〉氏名略

年 度	44	45	46	計
支 部				
ベレーン	—	—	1	1
アスンシオン	1	2	3	6
サンタ・クルス	2	3	4	9
計	3	5	8	16

b. 診療所の運営

集団入植地に対しては、直営の診療所を運営し、日本人移住者だけでなく、周辺の現地人に対しても診療を行なっているが、その施設状況はつぎのとおりである。

管轄支部	名 称	施 設 内 容	医師	看護婦	対象移住地
アスンシオン	アルトパラナ診療所	レンガ建平屋 365.7 m ²	2	4	アルトパラナ移住地
	フラム診療所	レンガ建平屋 283.63m ²	1	3	フラム移住地
	イグアス診療所	レンガ建平屋 328.88m ²	1	3	イグアス移住地
サンタクルス	サンファン診療所	レンガ建平屋 405m ²	1	4	サンファン移住地
	オキナワ中央診療所	レンガ建平屋 1071m ²	2	4	沖繩第2移住地
ベレーン	第2トメアス診療所	レンガ建平屋 254.1m ²	1	2	第2トメアス移住地

また、最近4カ年の診療実績は次表のとおり。

昭和43～46年度診療所別、科別受診者数

診療所名 科名	第2トメアス							計
	第2トメアス	イグアス	フラム	アルト・パラナ	サファン	オキナワ中	央	
内科・小児科	837	1,275	1,491	1,882	5,013	1,550	12,048	
	418	2,763	2,005	1,874	4,932	2,718	14,710	
	607	1,436	3,380	5,251	5,550	1,664	17,888	
	819	902	2,766	3,970	5,612	1,811	15,880	
外科	202	767	244	634	1,502	480	3,829	
	84	1,178	869	564	1,421	1,319	5,435	
	182	845	810	863	1,814	847	5,361	
	301	538	678	954	1,726	883	5,080	
産婦人科	118	332	249	262	630	324	1,915	
	82	437	827	353	669	291	2,659	
	113	521	529	1,006	865	297	3,331	
	196	335	502	1,420	607	321	3,381	
皮膚・泌尿器科	53	154	155	207	423	181	1,173	
	60	276	171	181	362	167	1,217	
	45	188	169	150	605	156	1,313	
	92	122	113	147	633	231	1,338	
耳鼻科	6	155	45	86	99	105	496	
	4	71	71	69	147	127	489	
	19	85	71	100	108	161	544	
	33	45	30	88	153	87	436	
眼科	41	31	71	40	448	86	717	
	11	66	33	44	397	160	711	
	21	51	63	62	326	93	616	
	41	18	28	63	557	48	755	
精神科	0	0	0	0	0	32	32	
	4	0	0	0	0	9	13	
	0	0	0	0	0	14	14	
	0	0	0	0	15	8	23	
歯科	2	211	4	16	140	48	174	
	3	0	2	29	80	60	172	
	6	5	29	4	96	32	172	
	19	7	17	0	91	18	152	
その他	190	3	8	33	11	1	264	
	162	157	21	73	101	0	514	
	25	69	193	61	195	182	725	
	78	638	124	38	5	281	1,164	
計	43年度	1,453	2,928	2,267	3,159	8,276	2,817	20,900
	44 "	828	4,948	3,999	3,187	8,109	4,851	25,922
	45 "	1,018	3,200	5,244	7,497	9,559	3,446	29,964
	46 "	1,579	2,605	4,258	6,680	9,399	3,688	28,209

(注) 最上欄は43年以下44, 45, 46年の受診者数

c. 特約医の設置

集団移住地以外で、現地医療機関の利用可能な地域においては、現地医師と特約し、移住者の医療援護を図っており、その状況は次のとおりである。

管轄支部	特約医数		対象区域
	病院	医師	
アスンシオン		3名	フラム、チャベス、アルトパラナ、イグアス
ブエノスアイレス	1	1	アンデス、ガルアツペ
サンタクルス		1	サンファン、オキナワ移住地
サンパウロ	7	3	サンパウロ(2ヶ所)、アチバイヤ、サントス、オウリーニョス、ロンドリーナ、日光、バルゼアアレグレ、グアタバラ、ジャカレイ
ベレーン		3	マナウス、モンテアレグレ、サンルイス
ポルトアレグレ	1	1	クリチバーノス、ポルトアレグレ
レシーフェ		3	レシーフェ、サルバドール、ウナ
サントドミンゴ		1	サントドミンゴ
計	9	16名	

d. 巡回診療業務の委託など

ブラジル各支部、アスンシオン支部管内で診療施設の不備な奥地入植者に対しては、日本移民援護協会、現地医師等の現地医療機関に委嘱して、巡回診療を実施している。また、アマゾン地区入植者の医療対策の一環として、マラリア予防のため、DDTの撒布、予防薬の投与などを、毎年定期的に行っている。



第2トメアス病院

5. カナダ移住の推進

カナダに日本人が移住するようになったのは、ハワイ、アメリカ本土について、明治20年代である。1903年（明治36年）カナダ政府の調査によれば、カナダ在留の日本人は、4,734名で（うち女子は230名）、4,597名が西海岸のブリティッシュ・コロンビア州に住み、1,958名が漁業に従事していたといわれる。日本人排斥運動、渡航制限などは、アメリカ本土とはほぼ軌を一に行なわれたが、1941年（昭和16年）の第2次大戦直前には、23,149名がカナダ国内に居住し、その96%は、ブリティッシュ・コロンビア州に住み、主に漁業、農林業に従事していた。

第2次大戦の爆發と共に、カナダ政府は太平洋沿岸100マイルの地域を軍事上の防衛地帯とし、敵性外国人である日本人（帰化したもの、二世をふくむ）をすべて、この地域から強制的に立退かせた。この結果、数10年にわたって、營々と積み上げられた日本人の地盤は、根底からくつがえされ、移動命令に服さなかった者約750名は、要注意人物として国防省の抑留所に抑留されるという有様であった。一方、戦争中に行なわれたこの強制措置は、日本人の分散といつかえって良い結果をもたらした。前述したように、戦前の日本人は、そのほとんどが西海岸のブリティッシュ・コロンビア州に集中居住していたが、戦後はオンタリオ州、ケベック州などの東部諸州に約46%、アルバータ、マニトバ州などの中部に約18%、約36%が西部のブリティッシュ・コロンビア州に居住している。（1961年国勢調査）

1952年（昭和27年）、カナダ政府は新移民法を制定し、表面的には人種差別による制限を撤廃したが、施行規則、閣令によって、事実上は依然として白人優先主義をとっていた。しかし、ヨーロッパからの移住者の質および量の低下、さらに隣国アメリカへ良質の高級技術者などの流出によって、労働力不足をきたしたカナダは、1962年（昭和37年）1月、移民法の施行規則を改正し、親族呼寄せ以外については人種的差別を撤廃し、アジア、アフリカ人をふくめ、すべて第一義的に本人の技術技能に関する能力によって入国を認める主義をとらざるを得なくなった。

日本人のカナダ移住が開始されたバックグラウンドには以上のような、カナダの国内事情があったわけである。

(1) カナダ移民大臣の要請と外務省の調査

1964年(昭和39年)4月、カナダ移民大臣トレンブレイは、香港訪問の帰途来日、大平外務大臣と会見して、優秀な日本人の移住を歓迎する旨の申入れを行なった。外務省としては、戦前戦中におけるカナダ政府の日本人に対してとった措置、現存する人種差別問題、労働組合の排他的な運動などを考慮して、この申入れに対して慎重な態度をとった。同年5月、外務省白幡友敬移住局長、当事業団山中俊夫理事は、フェノス・アイレスで開かれた、第10回移住連絡会議に出席した帰途、カナダに立寄り、日本人移住の可能性について検討を加えた。さらに同年8月、外務省は移住局伴正一事務官を現地に派遣した。伴は約1カ月にわたり、カナダ各地を精力的に調査し、その受入体制は完備しており、就職のあっせん、住居の世話、社会保障の点、移住手続方法などについても調査した結果安心して日本人を送出できるとの確信を強めた。当時すでに在日カナダ大使館で移住相談、申請の受付を開始していたこともあり、マスコミ関係もこの新しいカナダ移住を大々的に取上げたため、外務省に対する照会も日を追って多くなった。

つぎの文章は、1964年(昭和39年)8月25日付のグローブ・アンド・メール紙の日本人のカナダ移住に関する社説であるが、当時のカナダの世論の一端がうかがえる資料であるので、参考までに掲げておこう。

「日本は世界でも最も人口稠密な国の1つである。ニューファンドランドにも及ばない国土で、9千5百万もの人口が生活の資本を得んとして努力している。可耕地面積はわずか16%であり、実質的な資源といえば魚類と水力電気だけである。このような環境の下で多くの日本人がカナダへの移住に興味をもっていることは当然予想できることである。しかし、昨年実際に移住したものは168名にすぎず、1昨年は137名であった。トレンブレイ移民大臣は先週下院において、近年における日本人のカナダ移住が年間平均僅か200人足らずであることを指摘すると同時に、日本からの移住申込みが少ないのは日本人がカナダへの移住に殆んど関心をもっていないことを示しているとし、その理由は日本経済繁栄のため国内に充分就職の口があるからだと述べた。

日本経済がブームを続け、生活水準が上昇しているのは全くそのとおりである。しかしそれでいて日本の年間平均所得は500ドルで、イタリアの平均と同じである。そして、そのイタリアからはイギリスからと同じくらい多数の移住者をカナダ

は受け入れているのである。

日本人はカナダの生活水準（年間個人所得 1,700 ドル）が日本のその 3 倍にも違ふということを知っているのだろうか。またこの国が莫大な資源と少数人口を持っていて、日本では及びもつかぬ程成功の機会があるということを知っているだろうか。カナダが移住に関して、公的に人種的差別を放棄したことを知っているだろうか。そして、もし彼等がそれを知っていたら、それを本当に信ずるだろうか。

トレンブレイ大臣のいうように日本で移住への無関心があるとすれば、それはカナダのもっている可能性に対する日本人の知識の不充分さ、あるいはカナダの抱いている善意に対する信用の欠乏という簡単なことが原因となっているということが充分考えられる。長年に亘る強硬な日本人排斥と第 2 次大戦中からその後にいる間の日系カナダ人に対する冷酷な待遇を考えると、かかる不信の存することは充分理解されることである。ピアソン首相は最近その事をカナダの汚点としてはっきり認めた。日本から来た人々がカナダでの生活にうまく順応していけることについては何の疑いもない。オンタリオ州、殊にトロント地域にはほぼ 1 万人の日系人がおり、彼等はみなあらゆる種類の職業領域において成功している。また、日本人の頭脳と技術がわれわれに寄与する処あることについても、いささかの疑いもない。日本は世界で最も教育の高い国の 1 つであり、科学と技術において最も進んだ国の 1 つである。

貿易相手国として第 3 位にある日本とカナダの間には従来から緊密な関係が結ばれている。われわれは石炭、鉄鉱、小麦、木材パルプ等の原料を、日本からはトランジスターラジオ、オートバイ、合板等の完成品を提供している。日本の会社はカナダの資源産業に投資をしている。そして現在、日本人技術者を加えた製造工場をカナダに設置する話し合いが進められている。これは日本人の移住民に対し、150 人や 200 人よりもっと寛大な数が必要とされることを物語るものである。果して、われわれはそれだけの数を受け入れようとしているであろうか。カナダ政府は英仏独等においては積極的に移住者の募集をしている。われわれは少なくとも同様の努力を日本において行なうべきである。」

(2) 当事業団の協力体制

外務省は激増するカナダ移住希望者のための移住相談窓口として、当事業団を活用することを考えた。一方、当事業団としても、従来の中南米地域のほかに、新しい日本人移住の門戸を開こうとしていたので、積極的にカナダ移住の啓発活動を開始した。

1964年（昭和39年）12月20日から翌年3月20日発行の機関紙海外移住は、その紙面の4分の1を割いて、カナダ事情を4回連載した。また、当時の業務第一部啓発課は1965年（昭和40年）2月15日から、カナダ移住関係資料として数回に亘ってカナダ移住に関する資料（カナダ事情、健康診断の方法、市民権、移住相談事例など）を各県事務所に送付するとともに、同年3月8～9日、横浜移住センターで行なわれた事務所長会議で説明会を行なった。

このようにして、カナダ移住に対する啓発活動は活発化する一方、同年6月19日、在日カナダ大使官移住担当官として、バイタス・メイラスが着任した。メイラスは外務省、当事業団と密接な連絡をとりながら国内啓発運動をすすめたが、1966年（昭和41年）6月20日には、東京銀座の大生ビルにカナダ大使館査証事務所を開設、査証事務を開始した。これによって従来は、アプリケーション（移住申請書）を全部オタワの本国移民省に送付し、書類審査だけで入国の可否が判定されていたものが、査証事務所に申請書を提出すれば、東京および国内主要都市で移民官の面接による第1次審査が行なわれ、併せて希望者に対する指導、助言、勧告などが行なわれるようになった。このため申請から日本出発までの時日が、大幅に短縮されるということになった。

なお、1966年（昭和41年）3月31日付、外務大臣は当事業団理事長にあてた「昭和41年度移住事業団業務についての基本方針」の中に、「カナダ、アメリカ合衆国等先進国への移住は、将来比重が高まる傾向にあるので、貴事業団としてもこれに即応する執務体制の整備に遺憾なきを期すること。さしあたってカナダ移住について、できる限り速やかに専門職員を養成すること」と指示した。1967年（昭和42年）1月4日、振興課にカナダ係が設置された。（同係は翌年8月1日、技術移住課に移され、北米係と改称、現在におよんでいる。）

(3) トロント駐在員事務所の設置と業務

1966年(昭和41年)8月17日から9月3日にかけて、振興課長永田良三は外務省移住局村上和夫事務官とともに、カナダ移住の調査を行なった。この調査団はその結論の1つとして、「日本移住者の国際性の欠如を補い現地における定着安定を円滑ならしめるため、カナダ政府移民当局のあっせん指導を補完し、カナダにおける具体的受入事業の把握に専任する駐在員を設置することが望ましい」と報告した。

外務当局もその必要性を認め、在オタワ日本大使館を通じて、事務所設置に関するカナダ政府の意向を打診した。当初、カナダ政府は、(1)カナダ移民省の業務と重複すること、(2)他の移住者受入国に対してこのような先例のないこと、(3)現在までの日本人移住者にトラブルもないこと、(4)領事事務の一環として充分処理し得ることなどの理由をあげて、事務所新設に対して難色を示した。このように若干の曲折はあったが、1967年(昭和42年)2月22日付文書で、カナダ人的資源・移民省カーリー次官補は在トロント日本総領事館和智一等書記官に対し事務所設置に対する同意を表明した。そして、結論的には1967年(昭和42年)6月22日付の在カナダ日本大使館の口上書(E-1444)に対し、カナダ政府は了解を与えた。この口上書には、当事業団トロント駐在員の業務内容をつぎの4点に制限したかたちで、事務所設置をみとめた。

- (1) カナダ移民当局との接触
- (2) 在カナダ日本公館および関係機関との接触
- (3) 移住情報の収集および研究
- (4) 日本人移住者の生活状況の研究

これと前後するが、外務大臣三木武夫は、1967年(昭和42年)5月9日付で、同年4月22日付当事業団が提出したトロントおよび沖縄に7月1日から従たる事務所を設置するという申請を認可した。初代駐在員川路国三は、同年7月18日夕刻トロントに到着し、翌19日日本総領事館内に事務所を開設し業務を開始した。

同年12月1日、総領事館の移転に伴ない、駐在員事務所も当初の Excelsior Life ビルから Toronto-Dominion Centre に移動したが、業務の拡大に伴ない、1970年(昭和45年)4月20日、Royal Bank ビルに移転し、さらに72年(昭和47年)7月1日から、Tronto Dominion Centre ビル27階に移転し、現在におよんでいる。

ここで付記しておかなければならぬ問題はトロント駐在員事務所の法的性格と業務範囲の問題である。この点については、当事務所開設の時点から問題があった。

前述したように、カナダ政府は当事務所開設にあたっては消極的であり、業務範囲に制限を加えていた。初代駐在員川路国三は、きわめて精力的な活動をし、本来の活動はもちろん、これに附随して進んで新来移住者の就業や、個人的な身上相談など親身になって移住者の面倒を見て成果をあげた。このことがカナダ当局の誤解をまねいたらしく、1971年（昭和46年）12月、川路の帰任、2代目駐在員長谷川勝久の赴任に際して、駐在員事務所の性格、業務範囲の制限問題が再燃した。このため、日本政府は「カナダ政府の趣旨を尊重し、海外移住事業団駐在員は、1967年（昭和42年）6月22日付在カナダ日本大使館口上書E-1444に列記された任務以外の活動は一切行わない」という意向を明かにして、トロントに駐在を続ける了承をとりつけるに至った。

初の先進国技術移民

カナダ政府は日本人の技術移民を積極的に勧誘するため、来春、移民団体の協力を得る。2月27日、外務省から移民団体の団体に呼びかけ、土曜、八、九の三日、初の技術移民団の海外出発式を挙げて、移民を歓迎する。初の技術移民団の海外出発式は、移民団体の協力を得る。

カナダから求人募集
来春、東京に事務所開く

カナダ政府は日本人の技術移民を積極的に勧誘するため、来春、移民団体の協力を得る。2月27日、外務省から移民団体の団体に呼びかけ、土曜、八、九の三日、初の技術移民団の海外出発式を挙げて、移民を歓迎する。初の技術移民団の海外出発式は、移民団体の協力を得る。

日本国に帰る関係は、わが国も雇用を求め、カナダも同じよう